

IP通信網サービス契約約款（平成12年東企営第00 - 51号）

実施 平成12年7月7日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 IP通信網サービスの種類等	6
第4条 IP通信網サービスの種類	6
第5条 IP通信網サービスの品目等	7
第3章 IP通信網サービスの提供区域	7
第6条 IP通信網サービスの提供区域	7
第4章 契約	7
第7条 契約の種別	7
第8条 契約の単位	7
第9条 契約者回線の終端	7
第10条 IP通信網サービス区域	7
第11条 収容IP通信網サービス取扱所	7
第12条 契約申込の方法等	8
第13条 契約申込の承諾	8
第14条 基本契約期間	8
第15条 契約者回線等番号	9
第16条 品目等の変更	9
第17条 契約者回線の移転	9
第18条 契約者回線の異経路	9
第19条 その他の契約内容の変更	9
第20条 IP通信網サービスの利用の一時中断	9
第21条 契約者回線の利用休止	9
第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡	10
第23条 IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除	10
第24条 当社が行うIP通信網契約の解除	10
第25条 その他の提供条件	11
第5章 付加機能	11
第26条 付加機能の提供	11
第27条 付加機能の利用の一時中断	11
第28条 利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	11
第6章 端末設備の提供等	11
第29条 端末設備の提供	11
第30条 端末設備の移転	11
第31条 端末設備の利用の一時中断	11
第7章 回線相互接続	12
第32条 回線相互接続	12
第8章 利用中止等	12

第33条	利用中止	12
第34条	利用停止	12
第9章	通信	13
第35条	発信者番号通知	13
第36条	通信利用の制限等	13
第10章	料金等	14
第1節	料金及び工事に関する費用	14
第37条	料金及び工事に関する費用	14
第2節	料金等の支払義務	14
第38条	利用料金の支払義務	14
第39条	手続きに関する料金の支払義務	16
第40条	施設設置負担金の支払義務	16
第41条	工事費の支払義務	16
第42条	線路設置費の支払義務	16
第3節	料金の計算等	17
第43条	料金の計算等	17
第4節	割増金及び延滞利息	17
第44条	割増金	17
第45条	延滞利息	17
第5節	協定事業者に係る債権の譲受等	17
第46条	協定事業者に係る債権の譲受等	17
第47条	協定事業者が定める料金等の滞納通知	17
第11章	保守	17
第48条	I P 通信網契約者の維持責任	17
第49条	I P 通信網契約者の切分責任	17
第50条	修理又は復旧の順位	18
第12章	損害賠償	18
第51条	責任の制限	18
第52条	免責	19
第13章	雑則	19
第53条	承諾の限界	19
第54条	利用に係る I P 通信網契約者の義務	19
第55条	I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の 提供等	20
第56条	I P 通信網サービスの技術的事項及び技術資料の関 覧	20
第57条	I P 通信網契約者の氏名等の通知	20
第58条	協定事業者からの通知	20
第59条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回 収代行	20
第60条	協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金 等の回収代行	20
第61条	法令に規定する事項	20
第62条	閲覧	20
第14章	附帯サービス	21
第63条	附帯サービス	21
別記		
1	I P 通信網サービスの提供区域等	22
2	I P 通信網契約者の地位の承継	22

3	I P 通信網契約者の氏名等の変更の届出	22
4	I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	22
5	自営端末設備の接続等	22
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	23
7	自営電気通信設備の接続	23
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	24
9	当社の維持責任	24
10	利用権に関する事項の証明	24
11	支払証明書の発行	24
12	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	24
13	情報料回収代行等	24
14	情報料回収代行に係る回収の方法	25
15	情報料回収代行に係る免責	25
16	セキュリティファイル供給サービス（フレッツ・セーフティ）	25
17	セキュリティファイル供給サービスに係る免責	26
18	新聞社等の基準	26
料金表		
	通則	27
	第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）	28
	第1類 I P 通信網サービスに関する利用料金	28
	第2類 手続きに関する料金	73
	第2表 工事に関する費用	74
	第1 施設設置負担金	74
	第2 工事費	74
	第3 線路設置費	92
	第3表 附带サービスに関する料金等	94
	第1 証明手数料	94
	第2 支払証明書の発行手数料	94
	第3 セキュリティファイル供給サービス（フレッツ・セーフティ）に関する料金	94
	料金表別表1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用	95
	料金表別表2 学校に限定した利用料金の割引の適用	96
	附則	98
	基本的な技術的事項	122

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
4の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
5 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所
7 取扱所交換設備	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備
8 IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時IP通信網契約を除きます。）
9 臨時IP通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約

10	IP通信網契約者	当社とIP通信網契約を締結している者
11	臨時IP通信網契約者	当社と臨時IP通信網契約を締結している者
12	利用回線	電話サービス契約約款に規定する電話サービス（加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限り、）の契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、IP通信網契約に係るもの
13	契約者回線	(1) IP通信網契約又は臨時IP通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 (2) 契約の申込者が指定する移動無線装置（契約の申込者がIP通信網サービスを利用するために携帯する無線送受信装置をいいます。以下同じとします。）と無線基地局設備（IP通信網の一部であって、移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのものをいいます。以下同じとします。）との間に設定される電気通信回線
14	契約者回線等	(1) 利用回線 (2) 契約者回線 (3) 当社が必要により設置又は設定する電気通信設備
15	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限り、）に提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
16	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17	収容IP通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているIP通信網サービス取扱所
18	DSL方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、18の2欄に規定するDSL方式に起因する事象となる場合があるもの
18の2	DSL方式に起因する事	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電

象	気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）
19 無線アクセス方式	当社が無線アクセス装置（無線アクセス基地局装置及び無線アクセス契約者局装置によるものをいいます。以下同じとします。）を設置し、契約者回線の一部区間において無線を利用して高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、19の2欄に規定する無線アクセス方式に起因する事象となる場合があるもの
19の2 無線アクセス方式に起因する事象	降雨・降雪・濃霧その他の天候不順又は障害物等により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）
20 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
21 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
22 自営端末設備	I P通信網契約者が設置する端末設備
23 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
24 加入電話等契約者	加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者又は総合デジタル通信サービスに係る第1種契約者若しくは臨時第1種契約者又は第2種契約者若しくは臨時第2種契約者
25 加入電話等に関する権利	電話加入権又は総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約若しくは臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利
26 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 I P通信網サービスの種類等

（I P通信網サービスの種類）

第4条 I P通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者がI P通信網契約者又は臨時I P通信網契約者と同一の者となるものに限ります。）を使

	用して提供する I P 通信網サービス
契約者回線型サービス	契約者回線を設置又は設定して提供する I P 通信網サービス

(I P 通信網サービスの品目等)

第 5 条 I P 通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目 (以下「細目」といいます。) 等があります。

第 3 章 I P 通信網サービスの提供区域

(I P 通信網サービスの提供区域)

第 6 条 当社の I P 通信網サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。

第 4 章 契約

(契約の種別)

第 7 条 I P 通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) I P 通信網契約
- (2) 臨時 I P 通信網契約

(契約の単位)

第 8 条 当社は、契約者回線等 1 回線ごとに 1 の I P 通信網契約 (臨時 I P 通信網契約を含みます。以下同じとします。) を締結します。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条 (用語の定義) の表の 13 欄の (2) に規定する契約者回線を設定して提供する I P 通信網サービスについては、1 の契約者識別符号 (I P 通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。) ごとに 1 の I P 通信網契約を締結します。

3 前 2 項の規定にかかわらず、追加契約者回線 (契約者回線であって、料金表第 1 表 (料金) に規定する通信の付加サービスであるゲートウェイサービスを利用することにより設置するものをいいます。以下同じとします。) を設置する場合は、当社は、1 の契約者回線群 (同一の取扱所交換設備に收容される 1 の契約者回線及び 1 以上の追加契約者回線からなるグループをいいます。以下同じとします。) ごとに 1 の I P 通信網契約を締結します。

4 I P 通信網契約者 (臨時 I P 通信網契約者を含みます。以下同じとします。) は、1 の I P 通信網契約につき 1 人に限ります。

(契約者回線の終端)

第 9 条 当社は、I P 通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線 (第 3 条 (用語の定義) の表の 13 欄の (2) に規定するものを除きます。) の終端とします。

2 当社は、前項の地点 (その地点が当社の I P 通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。) を定めるときは、I P 通信網契約者と協議します。

(I P 通信網サービス区域)

第 10 条 当社は、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより I P 通信網サービス区域を設定します。

2 当社は、I P 通信網サービス区域を表示する図表をその I P 通信網サービス区域内の契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(收容 I P 通信網サービス取扱所)

第 11 条 契約者回線等は、それぞれ次の I P 通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に收容します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	收容 I P 通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のある場所が I P 通信網サービス区域内となるもの	その I P 通信網サービス区域内の I P 通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
2 契約者回線等の終端のある場所が I P 通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣の I P 通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、收容 I P 通信網サービス取扱所を変更することがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、收容 I P 通信網サービス取扱所を変更することがあります。

（契約申込の方法等）

第12条 I P 通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P 通信網サービスの品目又は細目
- (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号
- (3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等
- (4) その他申込みの内容を特定するための事項

2 D S L 方式又は無線アクセス方式を用いて提供する I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込みについては、その通信について D S L 方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

（契約申込の承諾）

第13条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時 I P 通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあった I P 通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P 通信網契約の申込みをした者が I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（基本契約期間）

第14条 I P 通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより基本契約期間があります。

2 前項の基本契約期間は、I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して、1年間とします。

3 I P 通信網契約者は、前項の基本契約期間内に I P 通信網契約の解除又は移転等によりその I P 通信網契約に係る利用料金に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

(契約者回線等番号)

第15条 契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線等ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことをIP通信網契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位) の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

(品目等の変更)

第16条 IP通信網契約者は、当社が別に定めるところによりIP通信網サービスの品目又は細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第17条 IP通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線(追加契約者回線を除きます。) の移転を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第18条 当社は、契約者回線型サービスについて、当社の業務の遂行上支障がない場合において、IP通信網契約者(臨時IP通信網契約者を除きます。) の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。) により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条(収容IP通信網サービス取扱所) 第1項に規定するIP通信網サービス取扱所以外の当社が指定するIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

(その他の契約内容の変更)

第19条 IP通信網契約者は、第12条(契約申込の方法等) 第1項第4号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(IP通信網サービスの利用の一時中断)

第20条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところによりIP通信網サービスの利用の一時中断(IP通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

(契約者回線の利用休止)

第21条 当社は、IP通信網契約者(第40条(施設設置負担金の支払義務) に規定する施設設置負担金の支払いを要する者に限ります。以下この条において同じとします。) から請求があったときは、契約者回線(利用開始以後、30日以上経過したものであって、追加契約者回線以外のものに限ります。以下この条において同じとします。) の利用休止(その契約者回線を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 契約者回線の利用休止期間(その契約者回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) は、30日を超えるものとし、5年を限度とします。

3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、IP通信網契約者が新たに契約者回線の利用休止又は再利用の請求を行わない場合において、その5年間を経過した日

から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は解除されたものとします。

(I P通信網サービス利用権の譲渡)

第22条 I P通信網サービス利用権 (I P通信網契約者が I P通信網契約に基づいて I P通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 I P通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 I P通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により I P通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) I P通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が I P通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) 利用回線型サービスに係る I P通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。

(3) 利用回線型サービスに係る I P通信網サービス利用権の譲渡を譲り受けようとする者がその I P通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者と同一の者でないとき。

4 I P通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、 I P通信網契約者の有していた I P通信網サービスに係る一切の権利及び義務 (第46条 (協定事業者に係る債権の譲受等) の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。) を承継します。

(I P通信網契約者が行う I P通信網契約の解除)

第23条 I P通信網契約者は、 I P通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う I P通信網契約の解除)

第24条 当社は、次の場合には、その I P通信網サービスの契約を解除することがあります。

(1) 第34条 (利用停止) の規定により I P通信網サービスの利用を停止された I P通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え (契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。) を行うことができないとき。

2 当社は、 I P通信網契約者が第34条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、 I P通信網サービスの利用停止をしないでその I P通信網契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その I P通信網契約を解除します。

(1) 利用回線型サービスについて、当社が別に定める場合に該当するとき。

(2) D S L方式を用いて提供する I P通信網サービスにあつては、当社がその契約者回線等に係る電気通信設備を撤去するとき。この場合において、電気通信設備の撤去に関する情報については、当社が別に定める方法によりあらかじめ閲覧に供します。

(3) 無線アクセス方式を用いて提供する I P通信網サービスにあつては、無線アクセス装置の移設又は障害物等によって、 I P通信網サービスの利用ができなくなったとき。

4 当社は、前3項の規定により、その I P通信網契約を解除しようとするときは、あ

らかじめ I P 通信網契約者にそのことを通知します。

(注) 本条第 3 項第 1 号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当する
ときとします。

- (1) 利用回線について、加入電話等契約の解除があったとき。
- (2) 利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であって、I P
通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線について、利用休止があったとき。
- (4) 利用回線が、移転等により I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。

(その他の提供条件)

第25条 I P 通信網契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定める
ところによります。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第26条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、料金表第 1 表(料金)に
定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難
である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことが
あります。

(注 1) 当社は、その I P 通信網契約が 30 日以内の利用期間を指定して締結されるもの
であるときは、臨時付加機能 (I P 通信網契約者が 30 日以内の利用期間を指定して
提供を受ける付加機能をいいます。) に限り提供します。

(注 2) 当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その
付加機能を廃止します。

(付加機能の利用の一時中断)

第27条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一
時中断 (その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないよう
にすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第28条 I P 通信網契約者は、前 2 条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示
を行うことにより、料金表第 1 表(料金)に規定する付加機能を利用することができ
ます。

第 6 章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第29条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、料金表第 1 表(料金)に
定めるところにより端末設備を提供します。

(注 1) 当社は、その I P 通信網契約が 30 日以内の利用期間を指定して締結されるもの
であるときは、臨時端末設備 (I P 通信網契約者が 30 日以内の利用期間を指定して
提供を受ける端末設備をいいます。) に限り提供します。

(注 2) 当社は、端末設備を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その
端末設備を廃止します。

(端末設備の移転)

第30条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備
の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第31条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備
の利用の一時中断 (その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないよう
にすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

第32条 I P通信網契約者は、その契約者回線等の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属 I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3 I P通信網契約者は、その接続について、第1項の規定により所属 I P通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 I P通信網契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属 I P通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、I P通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）
- (2) 第36条（通信利用の制限等）の規定により、I P通信網サービスの利用を中止するとき。
- (3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用中止を行ったとき。
- (4) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。

2 当社は、前項の規定により I P通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを I P通信網契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

- (1) 本条第1項第1号及び第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ I P通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
- (2) 本条第1項第3号及び第4号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ I P通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

(利用停止)

第34条 当社は、I P通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その I P通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった I P通信網サービスの料金、工事に関する費用又は

割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) IP通信網契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のIP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第54条(利用に係るIP通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (4) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者に通知します。

第9章 通信

(発信者番号通知)

第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。)を行います。

ただし、発信者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) IP通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(通信利用の制限等)

第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関

警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第37条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するIP通信網サービスの工事に関する費用は、施設設置負担金、工事費及び線路設置費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、回線終端装置利用料、屋内配線利用料及び機器利用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（利用料金の支払義務）

第38条 IP通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、IP通信網契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、IP通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、IP通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) IP通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、そのIP通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。
 - (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
 - (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由

- (4) 前3号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 IP通信網契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合、4欄に該当する場合、DSL方式を利用したIP通信網サービスにおいてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合又は無線アクセス方式を利用したIP通信網サービスにおいて無線アクセス方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>
<p>3 契約者回線の利用休止をしたとき。</p>	<p>契約者回線の利用休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>
<p>4 移転に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（IP通信網契約者の都合により、IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。
- 4 前3項に定めるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者は、そのIP通信網サービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、相互接続協定に基づき協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。
- 5 前項の場合において、そのIP通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第39条 IP通信網契約者は、IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのIP通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(施設設置負担金の支払義務)

第40条 IP通信網契約者は、契約申込又は品目の変更、契約者回線の移転若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(施設設置負担金)に規定する施設設置負担金の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置又はIP通信網サービスの品目の変更等の工事の完了前にその工事に係る契約の解除又は請求の取消しがあった場合はこの限りではありません。この場合、既にその施設設置負担金が支払われているときは、当社は、その施設設置負担金を返還します。

(工事費の支払義務)

第41条 IP通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第42条 IP通信網契約者は、次の場合には、料金表第2表第3(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) (2)以外の場合

ア 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外(契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。

以下この条において同じとします。)となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。

イ 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線について、IP通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

ウ 移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、IP通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担して

いただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第44条 I P通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第45条 I P通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第46条 協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)と電気通信サービスに係る契約を締結しているI P通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、I P通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するI P通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

(協定事業者が定める料金等の滞納通知)

第47条 当社は、I P通信網契約者が、前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないときは、その料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知することがあります。

第11章 保守

(I P通信網契約者の維持責任)

第48条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(I P通信網契約者の切分責任)

第49条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P通信網契約者から要請があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場

合において、IP通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているIP通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記18に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容IP通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIP通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、I P通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P通信網サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりI P通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- （注1）本条第1項に規定するI P通信網サービスが全く利用できない状態には、DSL方式に起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象は含みません。
- （注2）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第52条 当社は、I P通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、I P通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（I P通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

（承諾の限界）

第53条 当社は、I P通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係るI P通信網契約者の義務）

第54条 I P通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がI P通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がI P通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がI P通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 I P通信網契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支

払っていただきます。

(I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第55条 I P通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(I P通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第56条 当社は、当社が指定する I P通信網サービス取扱所において、 I P通信網サービスにおける基本的な技術的事項及び I P通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(I P通信網契約者の氏名等の通知)

第57条 当社は、協定事業者から請求があったときは、 I P通信網契約者(その協定事業者と I P通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限りませす。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第58条 I P通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な I P通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第59条 当社は、 I P通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限りませす。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその I P通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした I P通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その I P通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P通信網契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による I P通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第60条 当社は、 I P通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその I P通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限りませす。以下この条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした I P通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その I P通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第61条 I P通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第63条 IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から17に定めるところによります。

別記

1 I P通信網サービスの提供区域等

- (1) I P通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- (2) 当社のI P通信網サービスに係る通信は、当社が別に定める区域における契約者回線等相互間又は契約者回線等と相互接続点との間において提供します。
- (3) 当社は契約者回線等を収容する取扱所交換設備が設置されるI P通信網サービス取扱所について、閲覧に供します。

2 I P通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりI P通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービスに係るI P通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのI P通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

3 I P通信網契約者の氏名等の変更の届出

- (1) I P通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのI P通信網契約者から提供していただきます。

ただし、I P通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社がI P通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、I P通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) I P通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続等

- (1) I P通信網契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」と

- いいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IP通信網契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IP通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、IP通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。
- 7 自営電気通信設備の接続
- (1) IP通信網契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証

の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) I P 通信網契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) I P 通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア I P 通信網契約又は臨時 I P 通信網契約の申込みの承諾年月日

イ I P 通信網契約者の住所又は居所及び氏名

ウ 契約者回線等の終端のある場所

エ その I P 通信網サービスの種類、品目及び細目

オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

11 支払証明書の発行

(1) 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において、その I P 通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) I P 通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、I P 通信網サービスの契約の申込みをする者又は I P 通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13 情報料回収代行等

(1) 当社は、I P 通信網契約者（当社が別に定める者に限ります。以下、この別記13において同じとします。）に有料情報サービス（情報サービスのうち、I P 通信網契

- 約者が、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得た上で提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用に係る有料情報利用者識別符号(有料情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせのものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)をIP通信網契約者に付与します。
- (2) (1)に規定する有料情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
 - (3) IP通信網契約者は有料情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
 - (4) 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、(1)に規定する有料情報利用者識別符号を利用して行った有料情報サービスの利用に係る情報料(有料情報サービスの利用の際に、当該有料情報サービスの提供者(以下「有料情報提供者」といいます。))がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、その有料情報提供者の代理人として回収します。
 - (5) (4)の場合において、課金する情報料は、当社の機器により計算します。
 - (6) 当社は、有料情報提供者から請求があった場合は、その有料情報サービスの利用者に係る氏名及び住所等をその有料情報提供者に通知することがあります。
 - (7) 当社が定める期間が経過しても回収できない情報料については、有料情報提供者が回収するものとします。
 - (8) IP通信網サービス契約者は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所に申出をしていただいたうえで、有料情報サービスの利用を規制することができます。
- 14 情報料回収代行に係る回収の方法
- (1) 当社は、別記13(情報料回収代行等)の規定により回収する情報料については、IP通信網契約者に請求します。この場合、その有料情報サービスの情報料は、その利用に係るIP通信網サービスの利用料金に適用される料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)ごとに集計のうえ請求します。
 - (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。
- 15 情報料回収代行に係る免責
- 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 16 セキュリティファイル供給サービス(フレッツ・セーフティ)
- (1) 当社は料金表に定めるメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者から請求があったときは、セキュリティファイル供給サービス(当社が指定するセキュリティ装置においてコンピュータウイルスを検出し駆除するための機能及び第三者によるアクセスを防止するための機能等を維持するためにそのセキュリティ装置の更新ファイル等を供給するサービス)を提供します。
 - (2) 当社は、契約者回線等に接続されることとなる自営端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の数が10以下の場合に限り、セキュリティファイル供給サービスを提供します。
 - (3) セキュリティファイル供給サービスに係る利用料金の支払いは、次によります。
 - ア IP通信網契約者は、当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始した日から起算して、セキュリティファイル供給サービスの廃止があった日の前日までの期間について、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する利用料金の支払いを要します。
 - イ アの期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払い及び支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときの取り扱いについては、それぞれ第38条第

2 項及び第 3 項に準じて取り扱います。

- (4) IP 通信網契約者は、セキュリティファイル供給サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（付帯サービスに関する料金等）に規定する登録手数料の支払いを要します。

ただし、セキュリティファイル供給サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

- (5) セキュリティファイル供給サービスの料金に係る計算方法及び支払い方法、割増金並びに延滞利息に関する取扱いについては、それぞれ第 43 条、第 44 条及び第 45 条に準じて取り扱います。
- (6) 当社は、第 33 条（利用の中止）に規定するほか、セキュリティファイル供給サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、セキュリティファイル供給サービスの利用を中止することがあります。
- (7) DSL 方式に起因する事象、無線アクセス方式に起因する事象、セキュリティ装置等の状況によっては、セキュリティ装置においてファイル更新できない場合があります。

17 セキュリティファイル供給サービスに係る免責

当社は、セキュリティファイル供給サービスを提供するに当たって、セキュリティ装置における全てのコンピュータウィルスの検出及び駆除並びに全ての第三者によるアクセスの防止等を保証するものではなく、このサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

18 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、IP通信網契約者(臨時IP通信網契約に係るIP通信網契約者を除きます。以下1から4の規定において同じとします。)がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(2-4-2(加算額)並びに2-5-2(加算額)に規定する加算額及び2-8(付加機能利用料)に規定する付加機能利用料(簡易型通信機能及び同報通信機能の加算額の部分に限ります。))を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日によりIP通信網サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止等があったとき。
 - (3) 料金月の初日によりIP通信網サービスの提供の開始(付加機能又は端末設備についてはその提供の開始)し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日によりIP通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第38条(利用料金の支払義務)第2項第4号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第38条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 6 IP通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 IP通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金の一括後払い)
- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、IP通信網契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(前受金)
- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、IP通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注)9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
(消費税相当額の加算)
- 10 第38条(利用料金の支払義務)から第42条(線路設置費の支払義務)までの規定そ

その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 IP通信網サービスに関する利用料金

第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1) IP通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、IP通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮してIP通信網サービス区域を設定します。
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN]</p> <p>(利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。</p> <p>(イ) メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線1回線ごとに1のIP通信網契約を締結することができます。</p> <p>(ウ) メニュー1は、1の利用回線につき(その利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線1回線につき)、1のBチャンネルに限り利用でき、最大64kbit/sまでの伝送速度による通信の利用ができません。</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー1、メニュー2、メニュー3、メニュー4若しくはメニュー5に係る契約者回線等(通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うこ</p>

とができます。

イ メニュー2 [フレッツ・オフィス]

(契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー3以外のもの)

(ア) メニュー2は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー2には、契約者回線 (追加契約者回線を除きます。以下同じとします。) について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

A インターフェースによる細目及び品目

区 別	内 容	
メニュー2 - 1 (下記以外のもの)	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの
メニュー2 - 2 (ATM方式によるもの)	0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまで	各品目に相当する専用サービス契約約款に規定する第1種ATM専用サービスと同一の伝送速度による符号伝送が可能なもの
メニュー2 - 3 (イーサネット方式によるもの)	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1Gb/s	最大1.4Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ATM方式とは、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に専用サービス契約約款に規定するATM専用サービスと同一内容の電気通信回線を設置して提供する方式をいいます。
- 2 イーサネット方式とは、その終端におけるインターフェース種別がイーサネット対応のものである電気通信回線を設置して提供する方式をいいます。
- 3 メニュー2 - 3における1Gb/sのものは、(工)のAに規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめIP通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。
- 4 メニュー2 - 3における1Gb/sのものであって、(工)のCに規定する保守の態様による細目がクラス1のものは、最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものとなります。

B 通信が可能な区域による細目

区 別	内 容
-----	-----

プラン 1	その契約者回線に係る通信について、同一の都道府県の区域における通信のみが可能なもの
プラン 2 (フレッツ・オフィスワイド)	プラン 1 以外のもの

(ウ) メニュー 2 (メニュー 2 - 3 に係るものを除きます。)には、通信又は保守の態様による細目として、メニュー 2 - 1 のものにおける 128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目にあつてはそれぞれ高速デジタル伝送サービスの 128kb/s の品目及び 1.5Mb/s の品目であつて Y インタフェース以外のもの、メニュー 2 - 2 のものにおける各品目にあつては、第 1 種 ATM 専用サービス (セカンドクラスに係るものを除きます。)と同一のものがあります。

(エ) メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s のものには、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目があります。

A 伝送速度に関する細目

細 目	内 容
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/s の符号伝送が可能なもの
1.1Gb/s	1.1Gbit/s の符号伝送が可能なもの
1.2Gb/s	1.2Gbit/s の符号伝送が可能なもの
1.3Gb/s	1.3Gbit/s の符号伝送が可能なもの
1.4Gb/s	1.4Gbit/s の符号伝送が可能なもの

備考

- 1 1.1Gb/s、1.2Gb/s、1.3Gb/s 又は 1.4Gb/s のものであつて、C に規定する保守の態様による細目がクラス 1 のものは、いずれも 1 Gbit/s の符号伝送が可能なものとなります。
- 2 I P 通信網契約者は、その細目に係る伝送速度

について、100Mb/sごとに、その契約者回線が着信することが可能な1の着信回線種別（通信の態様による細目がタイプ1のものについてはメニュー1、メニュー4、メニュー5であってメニュー5-1の100Mb/sのプラン1以外のもの又はメニュー5-1の100Mb/sのプラン1のもののうちいずれかに係る契約者回線等を、通信の態様による細目がタイプ2のものについては2-8（付加機能利用料）に規定する無線通信認証機能であって無線アクセス追加機能付のもの若しくは無線アクセス機能を用いた通信（無線基地局設備を経由した通信に限ります。以下この欄において同じとします。）を行うメニュー1、メニュー4及びメニュー5並びにメニュー7、無線通信認証機能であって無線アクセス追加機能付のもの若しくは無線アクセス機能を用いた通信を行わないメニュー1、メニュー4、メニュー5であってメニュー5-1の100Mb/sのプラン1以外のもの又はメニュー5-1の100Mb/sのプラン1のもののうちいずれかに係る契約者回線等をいいます。以下同じとします。）を、あらかじめ指定していただきます。

3 IP通信網契約者は、前項の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。

B 通信の態様による細目

区 別	内 容
タイプ1	プライベートIPアドレスを利用した通信を行うことが可能なもの
タイプ2	タイプ1以外のもの

C 保守の態様による細目

区 別	内 容
クラス1	クラス2以外のもの
クラス2	契約者回線が二重化されているもの

(オ) メニュー2-1のもの、メニュー2-2のもの又はメニュー2-3における10Mb/s、100Mb/s若しくは1Gb/sの通信の態様による細目がタイプ1のものに係る通信は、契約者回線等（メニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るもの（通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。）に限ります。）からの着信（着信者識別符号（メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を利用したものとします。）により、メニュー2-3における1Gb/sの通信の態様による細目がタイプ2のものに係る通信は、契約者回線等

(メニュー1、メニュー4、メニュー5及びメニュー7に係るもの(通信の付加サービスであるIPV6通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。))に限ります。)からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により行うことができます。

(カ) (オ)に規定する着信者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。

(キ) メニュー2-1のもの(1.5Mb/sの品目のうちエコノミークラスのものであって、その契約者回線の終端の場所がIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。))以外となるものに限ります。)及びメニュー2-2のものに係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に收容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する收容区域とします。)内に限ります。

(ク) 契約者回線(追加契約者回線を含みます。)の終端の場所(IP通信網サービス取扱所内(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。))とするものに限ります。)は、IP通信網契約者が指定する收容IP通信網サービス取扱所(その契約者回線(追加契約者回線を含みます。))の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内において当社が指定します。

(ケ) メニュー2-3((ク)に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるIP通信網サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に收容区域が定められている場合は、そのIP通信網サービス取扱所が所在する收容区域とします。)内(1Gb/sのものについてはその電話加入区域内における当社が別に定める提供区域内)に限ります。

(コ) 当社は、(キ)に規定する契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。(メニュー2-2のものに係る契約者回線が2芯式の場合を除きます。)

ウ メニュー3

(契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、取扱所交換設備と契約者回線の終端との間の1の電気通信回線設備を複数のIP通信網契約者が同時に利用することがあるもの)

(ア) メニュー3は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー3には、次表のとおり提供の形態による

区別があります。

区 別	内 容
メニュー 3 - 1 [フレッツ・オンデマ ンド(サーバ共用型)]	当社がサーバ装置を設置して 提供するもの
メニュー 3 - 2 [フレッツ・オンデマ ンド(サーバ持込型)]	メニュー 3 - 1 以外のもの

(ウ) メニュー 3 - 1 には次の品目があります。

品 目	内 容
5 GB	最大 5 ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
10GB	最大10ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
20GB	最大20ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
30GB	最大30ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
50GB	最大50ギガバイトまでの符号を当社のサー バ装置に蓄積できるもの
100GB	最大100ギガバイトまでの符号を当社のサ ーバ装置に蓄積できるもの

備考

- 1 当社はIP通信網サービス取扱所内にサーバ装置を設置し、これをメニュー 3 - 1 に係る契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号がサーバ装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
- 3 この備考の 2 の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、この備考の 2 の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(エ) メニュー 3 - 2 には、次の品目があります。

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの

100Mb/s

100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考 IP通信網契約者は、契約者回線等からの着信により利用可能となる通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたIPアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。

(オ) メニュー3に係る契約者回線の終端の場所は、IP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所(契約者回線を収容する取扱所交換設備が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内において当社が指定します。

(カ) メニュー3に係る通信は、契約者回線等(メニュー1、メニュー4、メニュー5及びメニュー7に係るもの(通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。))に限り、)からの着信(着信用符号(メニュー3に係る契約者回線に着信するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が定めるものをいいます。以下同じとします。))を利用したものとします。)により行うことができます。

(キ) (カ)に規定する着信用符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。

(ク) IP通信網契約者は、メニュー3-1とメニュー3-2との間の変更を行うことはできません。

エ メニュー4 [フレッツ・ADSL]

(利用回線(加入電話に係るもの)に限り、)又は契約者回線についてDSL方式により提供するもの)

(ア) メニュー4は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。

(イ) メニュー4には、次の品目があります。

品目	内容
1.5Mb/s (フレッツ・ADSL 1.5Mタイプ)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
8 Mb/s (フレッツ・ADSL 8Mタイプ)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね8Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
12Mb/s (フレッツ・ADSLモ)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sま

ア)	での伝送速度による通信が可能なもの
40Mb/s (フレッツ・ADSLモア)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの
47Mb/s (フレッツ・ADSLモア)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの

(ウ) メニュー4には、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。

A 通信の態様による細目

区別	内 容
プラン1	同時に2までの着信先との通信が可能なもの
プラン2 (ビジネスタイプ)	同時に4までの着信先との通信が可能なもの
備考 プラン2のものは、40Mb/sの品目のもの又は47Mb/sの品目のものであって、タイプ2のものに限り提供します。	

B 保守の態様による細目

区別	内 容
タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。)外に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2	タイプ1以外のもの
備考	
1 タイプ2のものは、契約者回線型サービスに限り提供します。	
2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことはできません。	

(エ) メニュー 4 に係る通信は、IP 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 1、メニュー 2、メニュー 3、メニュー 4、メニュー 5 若しくはメニュー 6 に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

オ メニュー 5 [Bフレッツ]

（取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー 2、メニュー 3、メニュー 4 又はメニュー 6 以外のもの）

(ア) メニュー 5 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 5 には、次表のとおり提供の形態による区別があります。

区 別	内 容
メニュー 5 - 1	メニュー 5 - 2 以外のもの
メニュー 5 - 2	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る IP 通信網契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定して提供するもの
備考 当社は、メニュー 5 に係る契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置（無線アクセス方式を利用して提供する場合は無線アクセス契約者局装置を含みます。以下同じとします。）を設置します。	

(ウ) メニュー 5 - 1 には、次の品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

(エ) メニュー 5 - 1 における品目が100Mb/sのものには、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。

A 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン 1 （ビジネスタイプ）	プラン 3 以外のものであって、同時に 4 までの着信先との通信が可能なもの
プラン 2 （ベーシックタイプ）	プラン 3 以外のものであって、同時に 2 までの着信先との通信が可能なもの
プラン 3	取扱所交換設備と契約者回線の終

端との間の電気通信回線設備の一部を当社が指定する複数の契約者が同時に利用することがあるもの

B プラン3に係る通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン3 - 1 (ハイパーファミリータイプ)	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大1 Gbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの
プラン3 - 2 (ニューファミリータイプ)	取扱交換所設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100 Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの

C 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ2	タイプ1以外のもの

備考

- タイプ2のものは、メニュー5 - 1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1のもの又はプラン2のものに限り提供します。
- IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことはできません。

(オ) メニュー5 - 2には、次の品目があります。

区 別	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
46Mb/s (ワイヤレスアクセスタイプ)	無線アクセス方式を利用して提供するものであって、最大46Mb/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 当社は、46Mb/sの品目のものについて、1の契約者グループに係る契約者回線の数が増加する場合には限り契約者グループを設定します。
- メニュー5 - 2に係るIP通信網サービスにお

いて、その契約者グループに属する契約者回線(そのIP通信網契約者に係るものを含まず。以下この欄において同じとします。)が1となった場合であって、そのことを当社がIP通信網契約者に通知した日の翌日から起算して3ヶ月経過したときの利用料金は、100Mb/sの品目であって保守の態様による細目がタイプ1のものについては、2(料金額)の規定にかかわらずメニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン2のものであって保守の態様による細目がタイプ1のもののみならず、100Mb/sの品目であって保守の態様による細目がタイプ2のものについては、2(料金額)の規定にかかわらずメニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン2のものであって保守の態様による細目がタイプ2のもののみならず、46Mb/sの品目のものについては、2-5-1(利用料)(1)及び2-5-2(3)ア(基本料)に規定する額に代えて40,000円(税込価格 42,000円)を適用します。

3 当社は、2の規定によりメニュー5-2に係るIP通信網サービスにおいて、その契約者グループに属する契約者回線が1となったことを当社がIP通信網契約者に通知した場合は、その契約者グループに属する新たな契約者回線の提供は行いません。

4 46Mb/sの品目のものに係る1の契約者グループに属する契約者回線は、当社が指定する無線アクセス基地局装置から通信が可能な範囲となるものに限ります。

(カ) メニュー5-2における品目が100Mb/sのものには、次表のとおり通信又は保守の態様による細目があります。

A 通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン1	1の契約者グループに係る契約者回線の数 が8以上となるものであって、IP通信網 契約者となる者からの契約申込により、当 社が契約者グループを設定するものう ち、プラン2以外のもの。
プラン2	1の契約者グループに係る契約者回線の数 が16以上となるものであって、代表者(そ の契約者グループに係る全てのIP通信網 契約者となる者の同意に基づき指定され る者)からの契約申込又は品目若し くは細目の変更の請求により、当社が契約 者グループを設定するもの。

備考

- 1 代表者は、その契約者グループに係る I P 通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者であって、1 の契約者グループにつき 1 人とします。
- 2 代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出ていただきます。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係る全ての I P 通信網契約者の同意に基づくものとします。

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ 1	I P 通信網サービス取扱所の営業時間外に、その I P 通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの

備考

- 1 タイプ 2 のものは、メニュー 5 - 2 における品目が 100Mb/s のものに限り提供します。
- 2 当社が指定する同一の構内又は建物内において、保守の態様による細目の異なる契約者回線の提供は行いません。
- 3 当社は、I P 通信網契約者からその I P 通信網契約に係る保守の態様による細目の変更の請求があった場合は、当社が指定する同一の構内又は建物内における全ての I P 通信網契約者から保守の態様による細目の変更の請求があった場合に限り、その細目の変更の請求を承諾します。
- 4 I P 通信網契約者は、その I P 通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことは出来ません。

(キ) メニュー 5 に係る通信は、I P 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 1、メニュー 2、メニュー 3、メニュー 4、メニュー 5 若しくはメニュー 6 に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。

カ メニュー 6 [フレッツ・ドットネット EX]

（インターネットプロトコルバージョン 6 による通信のみ行うことが可能なもの）

(ア) メニュー 6 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー 6 には、次表のとおり品目及び保守の態

様による細目があります。

A 品目

品目	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Gb/s	最大 2 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 100Mb/sのもの及び1 Gb/sのものにあつては、保守の態様による細目がクラス1のもの、200Mb/sのもの及び2 Gb/sのものにあつては、保守の態様による細目がクラス2のものに限り提供します。
- 2 I P通信網契約者は、契約者回線等との間の通信について、当社が別に定めるところにより割り当てたI Pアドレスが設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
クラス1	クラス2以外のもの
クラス2	契約者回線が二重化されているものであつて、その両方を利用することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの

(ウ) メニュー6に係る契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるI P通信網サービス取扱所のうち、I P通信網契約者が指定するI P通信網サービス取扱所内において当社が指定します。

(エ) メニュー6に係る通信は、メニュー4又はメニュー5に係る契約者回線等(当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。

キ メニュー7 [フレッツ・スポット]

(契約者識別符号を用いて無線基地局設備を経由した通信を可能とするものであつて、2(料金額)2-8(付加機能利用料)に規定する無線アクセス機能以外のもの)

(ア) メニュー7は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー7には、次表のとおり品目があります。

品目	内 容
54Mb/s	最大54.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 メニュー7に係る通信は、無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 2 IP通信網契約者は、あらかじめ指定した移動無線装置の通信の方式により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送を行うことができます。
- 3 IP通信網契約者は、契約者識別符号の適正な管理に努めていただきます。

(ウ) メニュー7には、次表のとおり細目があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	通信を行うためのIP通信網契約者の認証においてIEEE802.1Xに準拠した方式を使用するもの
備考 当社は、無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信についてはIEEE802.11に、タイプ2のものにおける通信を行うための認証についてはIEEE802.1Xに準拠した方式を用いますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。	

(エ) メニュー7に係る通信については、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2 - 3における1Gb/sの通信の態様による細目がタイプ2のもの若しくはメニュー3に係る契約者回線等(当社が別に定めるものを除きます。)との間において行うことができます。

(オ) 当社は、第51条(責任の制限)に規定するほか、メニュー7を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

ク IP通信網契約者は、メニュー1、メニュー2、メニュー3、メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7の各メニュー相互間の変更を行うことはできません。

ケ 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又はIP通信網契約者の設置するサーバ装置又は符号蓄積装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。この場合において、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

コ 当社は、ケの規定により現に蓄積されている符号の伝

	送を停止し、または符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
(3) 基本契約期間内に I P 通信網契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア I P 通信網サービスには、メニュー 1、メニュー 4、メニュー 5、メニュー 7、臨時 I P 通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、基本契約期間があります。</p> <p>イ I P 通信網契約者は、基本契約期間内に利用休止又は I P 通信網契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金（メニュー 2 のものにあつては基本額の部分、付加機能にあつては 2 - 8（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料（同報通信機能の基本額の部分に限ります。）の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ I P 通信網契約者は、基本契約期間内に I P 通信網サービスの品目若しくは細目等の変更又は契約者回線の移転があった場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、I P 通信網サービスの品目若しくは細目等の変更と同時にその契約者回線等の設置場所において、I P 通信網サービスの利用の開始又は I P 通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う I P 通信網サービスの利用開始等の利用料金を合算して行います。</p>
(4) メニュー 2 に係る契約者回線の回線距離の測定その他の場合における料金の適用	<p>メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 のものに係る契約者回線の回線距離の測定、回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用、契約者回線の終端が電話加入区域外にある場合及び異経路の加算額の適用、料金の減額及び I P 通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線の回線利用料の適用については、高速デジタル伝送サービスの場合に、メニュー 2 - 2 のものに係る契約者回線の回線距離の測定、回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用及び異経路の加算額の適用については A T M 専用サービスの場合に、メニュー 2 - 3 のうち 10Mb/s 又は 100Mb/s のものに係る契約者回線の異経路の加算額の適用については L A N 型通信網サービスの場合に、メニュー 2 - 3 のうち 1Gb/s のものに係る契約者回線の異経路の加算額の適用についてはメニュー 5 の場合に準ずるものとします。</p>
(5) I P 通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線に係る基本額の適用	<p>ア メニュー 2 - 1 に係る契約者回線であつて、その終端の場所を I P 通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置される I P 通信網サービス取扱所に限ります。以下この欄において同じとします。）内とするものの基本額については、2 - 2 - 1(1)基本料の額から I P 通信網サービス取扱所内に終端する 1 の終端ごとに次の額を減額して適用するとともに、2 - 2 - 1</p>

(3)回線利用料については適用しません。

品目及び細目		基本額の減額(月額)
128kb/sのもの		2,000円 (税込価格 2,100円)
1.5Mb/s のもの	下記以外のもの	21,000円 (税込価格 22,050円)
	エコノミークラス のもの	9,500円 (税込価格 9,975円)

イ 当社はIP通信網契約者から請求があったときは、メニュー2-2に係る契約者回線であって、その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものの基本額について、2-2-1(1)基本料の額に代えてIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を適用するとともに、2-2-1(3)回線利用料については適用しません。

品目及び細目	基本額(月額)
プラン1に係るもの	836,000円 (税込価格 877,800円)
プラン2に係るもの	2,036,000円 (税込価格 2,137,800円)
備考 当社は、この料金額の適用を受ける契約者回線については、135Mb/sの伝送速度による通信が可能なものとして提供します。	

ウ メニュー2-3に係る契約者回線であって、その終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものの基本額(2-2-1(1)に規定する基本料に限ります。)については、2-2-1(1)基本料の額からIP通信網サービス取扱所内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。

品目及び細目		基本額の減額(月額)
10Mb/sのもの		159,000円 (税込価格 166,950円)
100Mb/sのもの		270,000円 (税込価格 283,500円)
1Gb/sのもの	クラス1 のもの	20,000円 (税込価格 21,000円)
	クラス2 のもの	40,000円 (税込価格 42,000円)

(6) 契約者回線の終端がIP通信網サ

契約者回線(メニュー2に係るものを除きます。)の終端がその収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網

<p>サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用</p>	<p>サービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域（契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域）を超える地点から引込柱（保安器に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。</p>						
<p>(7) 契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額の適用</p>	<p>契約者回線（メニュー 2 に係るものを除きます。）が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容 I P 通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合 その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域（その収容 I P 通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容 I P 通信網サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路</p>						
<p>(8) 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用</p>	<p>当社は、料金表別表 1 に規定するところにより、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。</p>						
<p>(9) 学校に限定した利用料金の割引の適用</p>	<p>当社は、料金表別表 2 に規定するところにより、学校に限定した利用料金の割引を適用します。</p>						
<p>(10) 通信の付加サービスに関する取扱い</p>	<p>ア 通信の付加サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="595 1520 1267 1977"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 1520 836 1574">種 類</th> <th data-bbox="836 1520 1267 1574">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 1581 836 1765">(ア) I P v 6 通信</td> <td data-bbox="836 1581 1267 1765">その契約者回線等に係る通信について、I P 通信網契約者からの請求により、インターネットプロトコルバージョン 6 による通信を行うことが可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 1771 836 1977">(イ) ゲートウェイサービス</td> <td data-bbox="836 1771 1267 1977">メニュー 2 について、(2)のイの(オ)に規定する通信に加えて、追加契約者回線を利用した通信又はダイヤルアップ回線（電話サービス契約約款若しくは総合デジタル通信網サービス契約約款に規定</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(ア) I P v 6 通信	その契約者回線等に係る通信について、I P 通信網契約者からの請求により、インターネットプロトコルバージョン 6 による通信を行うことが可能なもの	(イ) ゲートウェイサービス	メニュー 2 について、(2)のイの(オ)に規定する通信に加えて、追加契約者回線を利用した通信又はダイヤルアップ回線（電話サービス契約約款若しくは総合デジタル通信網サービス契約約款に規定
種 類	内 容						
(ア) I P v 6 通信	その契約者回線等に係る通信について、I P 通信網契約者からの請求により、インターネットプロトコルバージョン 6 による通信を行うことが可能なもの						
(イ) ゲートウェイサービス	メニュー 2 について、(2)のイの(オ)に規定する通信に加えて、追加契約者回線を利用した通信又はダイヤルアップ回線（電話サービス契約約款若しくは総合デジタル通信網サービス契約約款に規定						

する契約者回線又は当社が別に定める電気通信回線をいいます。以下同じとします。)からの着信による通信を行うことが可能なもの

- イ IPv6通信に関する取扱いは次のとおりとします。
- (ア) 当社は、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者から請求があったときに限り、IPv6通信を提供します。ただし、IPv6通信の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。
 - (イ) IPv6通信については、メニュー6に係る契約者回線との間又は通信の相手先がIPv6通信を利用している場合に限り、通信を行うことができます。この場合においてIP通信網契約者は、通信の都度指定する通信相手先識別符号(この付加サービスを利用する通信の相手先を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。)を用いて通信を行うことができます。
 - (ウ) IPv6通信による通信を行うIP通信網契約者は、符号蓄積機能(1の通信相手先識別符号ごとに、当社の符号蓄積装置へ最大100メガバイトまで又は1ギガバイトまでの符号の蓄積を行うことを可能とする機能をいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
 - (エ) 当社は、IPv6通信による通信を行うIP通信網契約者が、無線通信認証機能を利用若しくは廃止する場合又は技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
 - (オ) IP通信網契約者は、通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。
 - (カ) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されている符号を消去することがあります。
 - (キ) 当社は、通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのある符号が当社又はIP通信網契約者の設置する符号蓄積装置に蓄積されていることを知った場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去することがあります。
 - (ク) 当社は、(カ)又は(キ)の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

	<p>(ケ) 当社は、(エ)、(カ)又は(キ)の規定により、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>ウ ゲートウェイサービスに関する取扱いは次のとおりとします。</p> <p>(ア) 当社は、メニュー 2 (メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s のもの及び臨時 IP 通信網契約に係るものを除きます。)に係る IP 通信網サービスに限り、ゲートウェイサービスを提供します。</p> <p>ただし、ゲートウェイサービスの提供が技術的に困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは提供できない場合があります。</p> <p>(イ) 追加契約者回線に係る通信は、イーサネット方式によるものであって 10Mbit/s の符号伝送が可能なものとします。</p> <p>(ウ) 追加契約者回線を利用する場合の通信が可能な区域に係る通信又は保守の態様は、その追加契約者回線と同一の契約者回線群に係る契約者回線に準じます。</p> <p>(エ) 1 の契約者回線群において設置できる追加契約者回線の数は最大 5 までとし、IP 通信網契約者はあらかじめ当社にその数を申し出ていただきます。</p> <p>(オ) ダイヤルアップ回線からの着信については、そのダイヤルアップ回線からの通信が、当社が指定するダイヤルアップ番号をダイヤルして行うもの(当社が別に定めるのに限ります。)であって、あらかじめ登録したそのダイヤルアップ回線に係る電気通信番号を通知するものに限り行うことができます。</p> <p>(カ) 当社は、技術上又は業務の都合上やむを得ない理由があるときはダイヤルアップ番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを IP 通信網契約者にお知らせします。</p> <p>(キ) ダイヤルアップ回線からの着信による通信は、同時に最大 10 までの着信が可能なものとし、IP 通信網契約者はあらかじめ当社にその数を申し出ていただきます。</p> <p>(ク) ダイヤルアップ回線を利用した通信について、あらかじめ登録可能な電気通信番号の数は、最大 100 までとします。</p> <p>エ 当社は、第 51 条(責任の制限)に規定するほか、この欄に規定する付加サービス及び機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(11) IPv6 通信等に関する料金の適用	<p>ア IPv6 通信に関する料金については、その利用の態様に応じて、2 - 4 - 2 (加算額)(1)又は 2 - 5 - 2 (加算額)(1)に規定する加算額を適用します。</p> <p>イ 料金月の初日以外の日 IPv6 通信の利用開始があった場合又は料金月の初日以外の日同報通信機能若しくは簡易型通信機能の利用開始があった場合 (IPv6 通信又は同報通信機能若しくは簡易型通信機能の利用開</p>

	<p>始があった料金月に、その付加サービス又は付加機能の廃止があった場合を除きます。)は、I P v 6 通信を利用可能な場合の加算額 (2 - 4 - 2(1)又は 2 - 5 - 2(1)に規定する加算額) 又は同報通信機能若しくは簡易型通信機能の付加機能利用料 (2 - 8 に規定する簡易型通信機能又は同報通信機能の加算額の部分) について、その料金月の翌料金月から適用します。</p>
(12) ゲートウェイサービスに関する料金の適用	<p>ゲートウェイサービスに関する料金については、その利用の態様に応じて、 2 - 2 - 2 (加算額) (1)に規定する加算額を適用します。</p>
(13) 復旧等に伴い収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	<p>当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに一時的に収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金は、 2 (料金額) の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容 I P 通信網サービス取扱所又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
(14) 屋内配線利用料の適用	<p>屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット (ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。)までの配線</p> <p>イ 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p>ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線使用料の適用を受けている場合は、 2 - 4 - 2 (2)の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。</p>
(15) メニュー 4 に関する利用料金の適用除外	<p>メニュー 4 に係る I P 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態 (D S L 方式に起因する事象であって、契約者回線等の終端に接続される変復調装置 (以下「 D S L モデム」といいます。)とその D S L モデムと対向して収容 I P 通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。)となった場合 (そのことを当社が確認できる場合に限り) ます。) であって、その I P 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して 20 日以内に、 I P 通信網契約者からその旨の申出があり、その I P 通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、 2 (料金額) の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p>

2 料金額

2 - 1 メニュー 1 に関する利用料金

月額

料金種別	単 位	料 金 額
利用料	IP通信網サービスを利用する1のBチャンネルごとに	2,800円 (税込価格 2,940円)

2 2 メニュー 2 に関する利用料金

2 - 2 - 1 基本額

(1) 基本料

ア プラン 1 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額	
メニュー 2 - 1 に係る もの	128kb/sのもの		18,000円 (税込価格 18,900円)	
	1.5Mb/s のもの	下記以外のもの	50,000円 (税込価格 52,500円)	
		エコノミークラスのもの	38,500円 (税込価格 40,425円)	
メニュー 2 - 2 に係る もの	0.5Mb/s ~ 34Mb/sのもの		288,000円 (税込価格 302,400円)	
	35Mb/s ~ 69Mb/sのもの		650,000円 (税込価格 682,500円)	
	70Mb/s ~ 135Mb/sのもの		880,000円 (税込価格 924,000円)	
メニュー 2 - 3 に係る もの	10Mb/sのもの		250,000円 (税込価格 262,500円)	
	100Mb/sのもの		1,110,000円 (税込価格 1,165,500円)	
	1 Gb/sの もの	タイプ 1 のもの	クラス 1 のもの	750,000円 (税込価格 787,500円)
			クラス 2 のもの	907,000円 (税込価格 952,350円)
		タイプ 2 のもの	クラス 1 のもの	386,000円 (税込価格 405,300円)
クラス 2 のもの			543,000円 (税込価格 570,150円)	

イ プラン2に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額	
メニュー2 - 1に係る もの	128kb/sのもの		22,000円 (税込価格 23,100円)	
	1.5Mb/s のもの	下記以外のもの	100,000円 (税込価格 105,000円)	
		エコノミークラスのもの	88,500円 (税込価格 92,925円)	
メニュー2 - 2に係る もの	0.5Mb/s ~ 34Mb/sのもの		888,000円 (税込価格 932,400円)	
	35Mb/s ~ 69Mb/sのもの		1,550,000円 (税込価格 1,627,500円)	
	70Mb/s ~ 135Mb/sのもの		2,080,000円 (税込価格 2,184,000円)	
メニュー2 - 3に係る もの	10Mb/sのもの		470,000円 (税込価格 493,500円)	
	100Mb/sのもの		2,090,000円 (税込価格 2,194,500円)	
	1 Gb/sの もの	タイプ1	クラス1	1,730,000円 (税込価格 1,816,500円)
			クラス2	1,887,000円 (税込価格 1,981,350円)
		タイプ2	クラス1	1,366,000円 (税込価格 1,434,300円)
クラス2			1,523,000円 (税込価格 1,599,150円)	

(2) メニュー2 - 3における1 Gb/sのものに係る加算料

ア プラン1に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s ~ 1.4Gb/sのもの	100Mb/sを超える100Mb/sごとに 46,000円(税込価格 48,300円) を加えた額

イ プラン2に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

伝送速度に関する細目	料 金 額
200Mb/s～1.4Gb/sのもの	伝送速度が100Mbit/sを超える100Mbit/sごとに346,000円(税込価格 363,300円)を加えた額

(3) 回線利用料

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
回線利用料	メニュー2-1のもの その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の基本額(長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用等を適用していないもの)に限ります。)と同額
	メニュー2-2のもの その契約者回線を同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の基本額(長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用等を適用していないもの)に限ります。)と同額

備考

- 1 回線利用料はメニュー2-1又はメニュー2-2に係る契約者回線に限り適用します。
- 2 メニュー2-2に係る契約者回線が取扱所交換設備に収容される部分は、0.5Mb/s～34Mb/sの品目にあつてはその契約者回線を同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される1芯式のもの、35Mb/s～135Mb/sの品目にあつては2芯式のものと同額をそれぞれ適用します。

2-2-2 加算額

(1) ゲートウェイサービスを利用する場合の加算額

ア 基本料

1 契約者回線群ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
ゲートウェイサービス	50,000円(税込価格 52,500円)

イ 追加契約者回線を利用する場合の加算額

1 追加契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
追加契約者回線加算額	10,000円(税込価格 10,500円)

ウ ダイアルアップ回線による通信を利用する場合の加算額

月額

料 金 種 別		単 位	料 金 額
ダイアルアップ回線による通信を利用する場合	同時に行うことができる着信の数が1の場合	1 契約者回線群ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
	同時に行うことができる着信の数が2以上の場合の加算額	同時に行うことができる着信の数が1を超える1ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)

(2) 契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外にあるとき(3)に該当する場合を除きます。)

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに月額

区 分	料 金 額
区域外線路	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。)と同額

(3) 契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額	
異経路の線路	メニュー2-1のもの	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額	
	メニュー2-2のもの	その契約者回線を同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料の加算額(その専用回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額	
	メニュー2-3のもの (その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)	10Mb/s又は100Mb/sのもの	その契約者回線をLAN型通信網サービスの契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額
		1Gb/sのもの	その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額(その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。)と同額

(4) 回線終端装置利用料

月額

料金種別	料金額
回線終端装置	その契約者回線を、メニュー2-1のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2-2のものにあつては同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される回線終端装置専用料と同額
備考	回線終端装置は、メニュー2-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものに限ります。)及びメニュー2-2のもの(1芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)に係るIP通信網契約においてのみ提供します。

(5) 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1配線ごとに月額

料金種別	料金額
配線 メニュー2-1又はメニュー2-2用のもの	その契約者回線を、メニュー2-1のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2-2のものにあつては同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される屋内配線専用料と同額
メニュー2-3における1Gb/s用のもの	クラス1のもの 2,000円(税込価格 2,100円)
	クラス2のもの 4,000円(税込価格 4,200円)
備考	屋内配線は、メニュー2-1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのものを除きます。)メニュー2-2のもの(2芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)及びメニュー2-3における1Gb/sのものに係るIP通信網契約においてのみ提供します。

(6) 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1装置ごとに月額

料金種別	料金額
回線接続装置	その契約者回線を、メニュー2-1のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー2-2のものにあつては同一内容の第1種ATM専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される機械専用料と同額
備考	回線接続装置は、メニュー2-1のもの(1.5Mb/s品目のエコノミークラスのものを除きます。)及びメニュー2-2のもの(2芯式の契約者回線を利用したものに限ります。)に係るIP通信網契約においてのみ提供します。

2 3 メニュー3に関する利用料金

2 - 3 - 1 メニュー3 - 1に係る利用料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
5 GBのもの	148,000円 (税込価格 155,400円)
10GBのもの	208,000円 (税込価格 218,400円)
20GBのもの	328,000円 (税込価格 344,400円)
30GBのもの	448,000円 (税込価格 470,400円)
50GBのもの	688,000円 (税込価格 722,400円)
100GBのもの	1,288,000円 (税込価格 1,352,400円)

2 - 3 - 2 メニュー3 - 2に係る利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	250,000円 (税込価格 262,500円)
100Mb/sのもの	850,000円 (税込価格 892,500円)

2 - 4 メニュー 4 に関する利用料金

2 - 4 - 1 利用料

(1) タイプ 1 のもの

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/s のもの	ア 提供を開始した日から起算して 1 年間 1,800円 (税込価格 1,890円)
		イ ア以外のとき 2,600円 (税込価格 2,730円)
	8 Mb/s のもの	2,650円 (税込価格 2,782.5円)
	12Mb/s のもの	2,700円 (税込価格 2,835円)
	40Mb/s のもの	2,750円 (税込価格 2,887.5円)
	47Mb/s のもの	2,800円 (税込価格 2,940円)
	契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/s のもの
8 Mb/s のもの		4,750円 (税込価格 4,987.5円)
12Mb/s のもの		4,850円 (税込価格 5,092.5円)
40Mb/s のもの		4,950円 (税込価格 5,197.5円)
47Mb/s のもの		5,050円 (税込価格 5,302.5円)
備考 利用回線型サービスに係るものであって 1.5Mb/s のものについて、1.5Mb/s 以外のものからの変更により、1.5Mb/s のものの提供を開始した場合は、アの規定にかかわらず、イに規定する料金額を適用します。		

(2) タイプ 2 のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/s のもの	7,050円 (税込価格 7,402.5円)
	8 Mb/s のもの	7,250円 (税込価格 7,612.5円)
	12Mb/s のもの	7,350円 (税込価格 7,717.5円)

40Mb/s のもの	プラン 1 のもの	7,450円 (税込価格 7,822.5円)
	プラン 2 のもの	11,000円 (税込価格 11,550円)
47Mb/s のもの	プラン 1 のもの	7,550円 (税込価格 7,927.5円)
	プラン 2 のもの	11,000円 (税込価格 11,550円)

2 - 4 - 2 加算額

(1) I P v 6 通信を利用する場合の加算額

ア 基本料

1 契約者回線等ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
I P v 6 通信	300円(税込価格 315円)

イ 2 以上の通信相手先識別符号を利用する場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
通信相手先識別符号	200円(税込価格 210円)

ウ 符号蓄積装置に蓄積可能な符号容量が最大 1 ギガバイトまでのもの
の場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
最大 1 ギガバイトまでのもの	300円(税込価格 315円)

(2) その契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

(3) 端末設備に係るもの

ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線	60円(税込価格 63円)

イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

(ア) 基本料

機器利用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料金額	
回線接続装置	変復調装置 (A D S L モデム)	1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	440円 (税込価格 462円)
		40Mb/s用のもの	490円 (税込価格 514.5円)
	帯域分離多重装置 (スプリッタ)		50円 (税込価格 52.5円)
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 (A D S L モデム内蔵 I P 電話ルータ)	1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	440円 (税込価格 462円)
		40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	490円 (税込価格 514.5円)
	ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話ルータ)		380円 (税込価格 399円)
	簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話アダプタ)		380円 (税込価格 399円)
	無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 (A D S L モデム内蔵 I P 電話ルータ無線 L A N セット)	基本装置	1,200円 (税込価格 1,260円)
		増設装置	300円 (税込価格 315円)
	無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話ルータ無線 L A N セット)	基本装置	980円 (税込価格 1,029円)
増設装置		300円 (税込価格 315円)	
ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置 (セキュリティルータ)		300円 (税込価格 315円)	
I P 電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置 (I P 電話対応セキュリティルータ)		500円 (税込価格 525円)	
無線 L A N 対応型ルータ機能・I P 電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置 (I P 電話対応セキュリティルータ無線 L A N セット)	基本装置	1,100円 (税込価格 1,155円)	
	増設装置	300円 (税込価格 315円)	

備考

- 1 帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。
- 2 変復調装置は、1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの、12Mb/s用のもの又は40Mb/s用のものに限り提供します。
- 3 I P通信網契約者は、変復調装置及び変復調装置・ルータ機能付 I P電話対応装置について、品目が40Mb/s以外の I P通信網サービスを利用する場合は当社が指定するものを、品目が40Mb/sの I P通信網サービスを利用する場合は40Mb/s用のもの又は当社が別に定めるものを利用することができます。この場合において、当社が別に定めるものを利用する場合は、1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のものの料金を適用します。
- 4 変復調装置又は変復調機能・ルータ機能付 I P電話対応装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの通信が可能なものとなります。
- 5 変復調機能・ルータ機能付 I P電話対応装置、ルータ機能付 I P電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P電話対応装置、無線 L A N対応型変復調機能・ルータ機能付 I P電話対応装置、無線 L A N対応型ルータ機能付 I P電話対応装置、I P電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置及び無線 L A N対応型ルータ機能・ I P電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P電話サービスの利用が可能なものとします。
- 6 当社は、無線 L A N対応型変復調機能・ルータ機能付 I P電話対応装置、無線 L A N対応型ルータ機能付 I P電話対応装置及び無線 L A N対応型ルータ機能・ I P電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、基本装置を利用する I P通信網契約者に限り増設装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。
- 7 無線 L A N対応型変復調機能・ルータ機能付 I P電話対応装置、無線 L A N対応型ルータ機能付 I P電話対応装置又は無線 L A N対応型ルータ機能・ I P電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。

(イ) タイプ2のものに係る加算料

機器利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	500円(税込価格 525円)

2 - 5 メニュー 5 に関する利用料金

2 - 5 - 1 利用料

(1) タイプ 1 のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	40,000円 (税込価格 42,000円)
		プラン 2 に係るもの	9,000円 (税込価格 9,450円)
		プラン 3 - 1 に係るもの	4,100円 (税込価格 4,305円)
		プラン 3 - 2 に係るもの	4,100円 (税込価格 4,305円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	2,900円 (税込価格 3,045円)
		プラン 2 に係るもの	2,500円 (税込価格 2,625円)
	46Mb/sのもの		3,500円 (税込価格 3,675円)
備考 メニュー 5 に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数は、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 に係るものにあつては合わせて最大50まで、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものにあつては合わせて最大10まで、その他のものにあつては合わせて最大5までとしていただきます。			

(2) タイプ 2 のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	42,500円 (税込価格 44,625円)
		プラン 2 に係るもの	11,500円 (税込価格 12,075円)
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 1 に係るもの	4,500円 (税込価格 4,725円)
		プラン 2 に係るもの	3,850円 (税込価格 4,042.5円)

2 - 5 - 2 加算額

(1) I P v 6 通信を利用する場合の加算額

ア 基本料

1 契約者回線等ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
I P v 6 通信	300円(税込価格 315円)

イ 2以上の通信相手先識別符号を利用する場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
通信相手先識別符号	200円(税込価格 210円)

ウ 符号蓄積装置に蓄積可能な符号容量が最大1ギガバイトまでのものの場合の加算額

1 通信相手先識別符号ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
最大1ギガバイトまでのもの	300円(税込価格 315円)

(2) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するI P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

(3) 屋内配線設備の部分

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
ア 基本料	200円(税込価格 210円)
イ 加算料	800円(税込価格 840円)
備考 1 屋内配線設備の部分に係る加算額はメニュー5 - 1に係る契約者回線に適用します。 2 加算料については、その契約者回線がある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内の当社が指定する線路設備(当社が設置した部分に限ります。)の全てが1芯の形態のものである場合以外の場合(当社が暫定的に1芯の形態のものとした場合を含みます。)に限り適用します。	

(4) 回線終端装置利用料

ア 基本料

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線終端装置	メニュー 5 - 1 のもの	900円 (税込価格 945円)
	メニュー 5 - 2 のもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
備考 メニュー 5 - 2 のものに係る回線終端装置利用料は、46Mb/sの品目のものに係る契約者回線に限り適用します。		

イ タイプ 2 のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
回線終端装置	500円(税込価格 525円)
備考 タイプ 2 のものに係る加算料はメニュー 5 - 1 に係る契約者回線に限り適用します。	

(5) 端末設備に係るもの

当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分		料金額		
回線接続装置	配線設備多重装置（契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とIP通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置）	型 (PNA方式によるもの)	350円 (税込価格 367.5円)	
		型 (VDSL方式によるもの)	最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 (税込価格 367.5円)
			最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	400円 (税込価格 420円)
	ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話ルータ）		380円 (税込価格 399円)	
	簡易ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話アダプタ）		380円 (税込価格 399円)	
	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置（IP電話ルータ無線LANセット）	基本装置	980円 (税込価格 1,029円)	
		増設装置	300円 (税込価格 315円)	
ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装		300円		

置（セキュリティルータ）		(税込価格 315円)
IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（IP電話対応セキュリティルータ）		500円 (税込価格 525円)
無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置（IP電話対応セキュリティルータ無線LANセット）	基本装置	1,100円 (税込価格 1,155円)
	増設装置	300円 (税込価格 315円)

備考

- 1 配線設備多重装置は、メニュー5-2（46Mb/sの品目のものを除きます。）に係る契約者回線に限り提供します。
- 2 配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者は、そのIP通信網契約者が属する契約者グループごとに、上記の3種類の中からいずれか1つを選択していただきます。
- 3 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 4 配線設備多重装置、ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置、IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 5 ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なものとします。
- 6 当社は、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置については、基本装置を利用するIP通信網契約者に限り増設装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。
- 7 無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。

2 - 6 メニュー 6 に関する利用料金

利用料金

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	800,000円 (税込価格 840,000円)
200Mb/sのもの	1,600,000円 (税込価格 1,680,000円)
1 Gb/sのもの	3,000,000円 (税込価格 3,150,000円)
2 Gb/sのもの	6,000,000円 (税込価格 6,300,000円)

2 - 7 メニュー 7 に関する利用料金

月額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
利用料	1 契約者識別符号ごとに	900円(税込価格 945円)

2 8 付加機能利用料

(1) (2)以外のもの

区 分		単 位	料金額（月額）
グループ設定機能	メニュー2（メニュー2-3における1Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線について、あらかじめ登録した契約者回線番号に係る契約者回線等（メニュー1に係るものに限ります。）からの通信（発信者番号通知を行う通信に限ります。）のみを許容する機能	ア 登録可能 番号数（1 の契約者回 線につきあ らかじめ登 録すること のできる契 約者回線番 号の数をい います。以 下同じとし ます。）が 100以内の もの	1 契約者回 線ごとに 3,000円 (税込価格 3,150円)
		イ 登録可能 番号数が 300以内の もの	1 契約者回 線ごとに 5,000円 (税込価格 5,250円)
		ウ 登録可能 番号数が 1,000以内 のもの	1 契約者回 線ごとに 10,000円 (税込価格 10,500円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能番号数に応じて、上記の3種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の契約者回線番号を消去することがあります。</p>		
発信者識別符号認証代行機能	メニュー2（メニュー2-3における1Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号（契約者回線等（メニュー2、メニュー3、メニュー6及びメニュー7に係るものを除きます。）からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、契約者回線に係るIP通信網契約者が割り当てられているものをいいます。以下同じとします。）を利用した通信のみを許容する機能	ア 登録可能 符号数（1 の契約者回 線につきあ らかじめ登 録すること のできる発 信者識別符 号の数をい います。以 下同じとし ます。）が50 以内のもの	1 契約者回 線ごとに 12,000円(税込 価格 12,600円)

		イ 登録可能 符号数が 100以内の もの	1 契約者回 線ごとに	18,000円 (税込価格 18,900円)
		ウ 登録可能 符号数が 300以内の もの	1 契約者回 線ごとに	30,000円 (税込価格 31,500円)
		エ 登録可能 符号数が 500以内の もの	1 契約者回 線ごとに	45,000円 (税込価格 47,250円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、登録可能符号数に応じて、上記の4種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の発信者識別符号を消去することがあります。</p> <p>4 IP通信網契約者及び発信者は、発信者識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>5 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
閉域グループ内通信機能（フレッツ・グループアクセス）	メニュー1、メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1における品目が100Mb/sのものであって、通信の態様による細目がプラン1に係るものを除きます。）に係る契約者回線等について、その契約者回線等とそのIP通信網契約者があらかじめ指定した契約者回線等からなるグループ（閉域グループ内通信機能の区分が同一のものとし、以下「閉域グループ」といいます。）内の任意の契約者回線等との間において、IP通信網のみを介した通信を可能とする機能	ア その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が10のもの（フレッツ・グループアクセスライト）	1 契約者回線等につき1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号（この機能を利用するIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）ごとに	700円 (税込価格 735円)
		イ その閉域グループに属する契約者回線等の数の上限が30のもの（フレッツ・グループアクセスプロ）	1 契約者回線等につき1の閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	4,500円 (税込価格 4,725円)
備考	<p>1 IP通信網契約者は、その閉域グループに係るIP通信網契約者が2人以上であるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者（その</p>			

	<p>閉域グループに属することとなる全てのIP通信網契約者の同意に基づき指定される者であって、その閉域グループに属する他のIP通信網契約者に代って、代表者の変更等の当社への請求及びその他の諸手続き等（修理又は復旧に係るものを除きます。）を行う者として、以下同じとします。）と定め、これを当社に届け出ていただきます。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者（その閉域グループに係るIP通信網契約者が2人以上となる場合は代表者として、以下「IP通信網契約者等」といいます。）からの請求により閉域グループを設定します。</p> <p>3 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、そのIP通信網契約者が指定する閉域グループに係る閉域グループ内通信機能の提供を行います。この場合、IP通信網契約者は、その閉域グループに係る全てのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。</p> <p>4 IP通信網契約者等は、閉域グループ内通信機能の区分の変更に係る請求を行うことはできません。</p> <p>5 IP通信網契約者は、当社が別に定めるところにより付与される閉域グループ番号（閉域グループを識別するための英字又は数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号を通信の都度指定することにより通信を行うことができます。</p> <p>6 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、5に規定する閉域グループ番号及び閉域グループ内通信機能利用者識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。</p> <p>7 閉域グループ内通信機能の区分がイのものに係るIP通信網契約者は、その閉域グループに係る通信を開始した時刻及び通信を終了した時刻の情報について、その閉域グループに係るIP通信網契約者等が閲覧できることを同意していただきます。</p> <p>8 IP通信網契約者は、5に規定するグループ内通信機能利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>9 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
<p>契約者回線等相互間通信機能（フレックス・コネクト）</p>	<p>メニュー4又はメニュー5に係る契約者回線等について、IP通信網契約者が契約者回線等識別番号（この機能を利用する契約者回線等を識別するために当社が付与する番号であって当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）を用いて、通信の都度指定する他の契約者回線等（この機能を利用しているものに限り、）との間において、IP通信網のみを介した通信（当社が別に定めるものに限り、）を可能とする機能</p>	<p>1 契約者回線等ごとに</p>	<p>480円 (税込価格 504円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 当社は、この機能を利用する1の契約者回線等ごとに1の契約者回線等識別番号を付与します。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは契約者回線等識別番号を変更する場合があります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。</p> <p>3 IP通信網契約者は、契約者回線等識別番号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>4 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供す</p>		

		ることに伴い発生する損害については、責任を負いません。		
無線通信認証機能	メニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 に係る IP 通信網契約者について、無線通信契約者識別符号（10桁の英字及び数字の組み合わせであって、この機能を利用する IP 通信網契約者を識別するために当社が IP 通信網契約者に付与する符号をいいます。以下同じとします。）により認証を行い、IP 通信網契約者が無線通信環境提供機能を利用している契約者回線等による通信を行うことを可能とする機能	アイ以外のもの（Mフレッツメイト）	1 の無線通信契約者識別符号ごとに	200円 (税込価格 210円)
		イ 無線アクセス追加機能（無線通信環境提供機能を利用している契約者回線等による通信に加え、無線基地局設備を経由した通信を行うことを可能とする機能）付のもの	1 の無線通信契約者識別符号ごとに	800円 (税込価格 840円)
備考	<p>1 IP 通信網契約者は、上記の 2 種類の区分の中からあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。</p> <p>2 当社は、IP 通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行います。</p> <p>3 無線通信契約者識別符号は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを IP 通信網契約者にお知らせします。</p> <p>4 IP 通信網契約者は、無線通信契約者識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>5 IP 通信網契約者は、この機能を利用した通信（無線基地局設備を経由した通信に限ります。以下この欄において同じとします。）について、無線基地局設備から当社が別に定める範囲において行うことができます。</p> <p>6 IP 通信網契約者は、この機能を利用した通信について、あらかじめ指定した移動無線装置の通信の方式により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送を行うことができます。</p> <p>7 当社は、無線区間における通信については IEEE802.11 に、通信を行うための認証については IEEE802.1X に準拠した方式を用いますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。</p> <p>8 当社は、第 51 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
無線通信環境提供	基本機能 メニュー 4 又はメニュー 5 に係る契約者回線等について、無線契約者回線等識別符号（10桁の英字及び数字の組み合わせであって、この機能を利用している契約者回線等を識別するために当社が IP 通信網契約者に付与する符号をいいます。以下同じとします。）により認証を行い、		1 契約者回線等ごとに	700円 (税込価格 735円)

機能 (Mフレッツ ホスト)	無線通信認証機能を利用している契約者が、その契約者回線等による通信（IP通信網契約者が設置する無線端末設備を経由した通信に限ります。）を行うことを可能とする機能					
	追加機能	着信先追加機能	この機能を利用する契約者回線等による通信について、同時に通信が可能な着信先の数を当社が別に定める数まで追加する機能	追加する1の着信先ごとに	200円 (税込価格 210円)	
	グループ 利用 機能	この機能を利用する契約者回線等について、そのIP通信網契約者があらかじめ登録した無線通信契約者識別符号を利用した通信のみを可能とする機能	ア 登録が可能な無線通信契約者識別符号の数が10以内のもの	1無線認証グループ (同一の登録内容を利用する1以上の契約者回線等のグループをいいます。以下同じとします。)ごとに	100円 (税込価格 105円)	
				イ 登録が可能な無線通信契約者識別符号の数が50以内のもの	1無線認証グループごとに	400円 (税込価格 420円)
				ウ 登録が可能な無線通信契約者識別符号の数が100以内のもの	1無線認証グループごとに	800円 (税込価格 840円)
備考	<p>1 グループ利用機能を利用するIP通信網契約者は、登録が可能な無線通信契約者識別符号の数に応じて、上記の3種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 IP通信網契約者は、その無線認証グループに係るIP通信網契約者が2人以上であるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者(その無線認証グループに属することとなる全てのIP通信網契約者の同意に基づき指定される者であって、その無線認証グループに属する他のIP通信網契約者に代って、代表者の変更等の当社への請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。))を行う者とします。以下同じとします。)と定め、これを当社に届け出ていただきます。</p> <p>3 当社は、その無線認証グループに係るIP通信網契約者が2人以上となるときは、グループ利用機能に係る料金及び工事に関する費用(以下この欄において「料金等」といいます。)を、代表者に請求します。</p> <p>4 当社は、料金返還その他の場合において、その無線認証グループに</p>					

	<p>係る契約者回線等 1 回線あたりの料金等を確定させる必要が生じたときは、その料金等を次の算式により算出します。</p> $\text{契約者回線等 1 回線 当たりの料金等} = \frac{\text{その無線認証グループに係る料金等}}{\text{その無線認証グループに係る全ての契約者回線数}}$ <p>5 4に規定する場合において、その無線認証グループに係る料金等からその無線認証グループに係る全ての契約者回線等について4に規定する算式により算出した契約者回線 1 回線あたりの料金等を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、残額を代表者が指定する 1 の契約者回線等の料金等に加算することとします。</p> <p>6 この機能に係る契約者回線等による通信について、同時に通信が可能な着信先の数は、無線通信認証機能に係る I P 通信網契約者又は無線通信環境提供機能に係る I P 通信網契約者による通信における着信先の数の合計となります。</p> <p>7 無線契約者回線等識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。</p> <p>8 着信先追加機能によって追加される着信先に係る通信は、無線通信認証機能に係る I P 通信網契約者による通信として利用していただきます。</p> <p>9 I P 通信網契約者は、無線契約者回線等識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>10 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
簡易型通信機能	I P v 6 通信による通信において、I P 通信網契約者が簡易型通信識別番号（この機能を利用する通信の相手先を識別するために当社が別に定めるところにより付与する番号をいいます。以下同じとします。）を用いて、通信を行うことを可能とする機能	1 契約者回線等につき 1 簡易型通信識別番号ごとに	200円 (税込価格 210円)
備考	<p>1 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは簡易型通信識別番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを I P 通信網契約者にお知らせします。</p> <p>2 I P 通信網契約者は、簡易型通信識別番号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>3 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
通信相手先選択機能	I P v 6 通信における符号蓄積機能について、当社が別に定めるところによりあらかじめ登録した通信相手先識別符号以外の通信相手先識別符号に係る通信について、当社の符号蓄積装置へメッセージ及び符号の蓄積を許容しない機能	1 契約者回線等ごとに	
備考	当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

同報通信機能	メニュー 6 に係る契約者回線について、この機能を利用する IP 通信網契約者が送信した符号を IP 通信網内において複製し、その IP 通信網契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線等からなるグループ（以下「マルチキャストグループ」といいます。）へ送信を行うことを可能とする機能	基本額	メニュー 6 における 100Mb/s 又は 200Mb/s の品目に係るもの	1 契約者回線につき 1 マルチキャストグループごとに	350,000円 (税込価格 367,500円)
			メニュー 6 における 1 Gb/s 又は 2 Gb/s の品目に係るもの	1 契約者回線につき 1 マルチキャストグループごとに	2,500,000円 (税込価格 2,625,000円)
		加算額		1 マルチキャストグループにつきこの機能を利用して送信される符号が着信する 1 の契約者回線等ごとに	200円 (税込価格 210円)
備考	<p>1 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>2 この機能を利用する 1 の契約者回線において利用することができるマルチキャストグループの数は、最大16までとします。</p>				
契約者回線着信機能（フレックス・アクセスポート）	契約者回線（メニュー 5 - 1 における 100Mb/s のものであって、プラン 1 に係るものに限ります。）について、契約者回線等（メニュー 5 - 1 における 100Mb/s のものであって通信の態様による細目がプラン 1 のもの、メニュー 6 及びメニュー 7 に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）との間の通信を、契約者回線着信機能識別符号（この機能を利用する契約者回線及びこの機能を利用した通信の相手先に係る契約者回線等を識別するために、この機能を利用する IP 通信網契約者が当社にあらかじめ登録する英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を用いた契約者回線等からの着信により行うことができる機能	基本額		1 契約者回線ごとに	15,000円 (税込価格 15,750円)
		同時に通信を行うことができる通信の相手先の数が 3 以上の場合の加算額		1 契約者回線につき通信を行うことができる通信の相手先の数が 2 を超える 2 ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)

備考	<p>1 この機能を利用する1の契約者回線において、同時に通信を行うことができる相手先の数は、最大10までとします。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の都合上やむを得ない理由があるときは契約者回線着信機能識別符号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。</p> <p>3 この機能を利用するIP通信網契約者及びこの機能を利用した通信の相手先のIP通信網契約者は契約者回線着信機能識別符号の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>4 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
蓄積符号暗号化機能	<p>メニュー3-1に係る契約者回線について、サーバ装置に蓄積する蓄積符号電子ファイル（1の通信で利用可能な符号からなる電子ファイルをいいます。以下同じとします。）を、暗号鍵情報（蓄積符号電子ファイルの暗号化を行うために当社が作成する符号列情報をいいます。以下同じとします。）を用いて暗号化することにより、その契約者回線と当社が復号鍵情報（暗号化された蓄積符号電子ファイルの復号化を行うために当社が作成する符号列情報をいいます。以下同じとします。）を付与した契約者回線等（メニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るもの（通信の付加サービスであるIPv6通信を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。）に限ります。）との間の、その暗号化した蓄積符号電子ファイルに係る通信を可能とする機能</p>	1 契約者回線ごとに	100,000円 （税込価格 105,000円）
備考	<p>1 IP通信網契約者は、復号鍵情報の適正な管理に努めていただきます。</p> <p>2 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
無線アクセス機能（フレックス・スポット）	<p>メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者について、無線契約者識別符号（この機能を利用するIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるところにより付与するものをいいます。以下同じとします。）を用いて、そのIP通信網契約者が指定する1の移動無線装置から無線基地局設備を経由した通信を行うことを可能とする機能</p>	1 無線契約者識別符号ごとに	800円 （税込価格 840円）
備考	<p>1 この機能には、区分がタイプ1のもの（タイプ2以外のものをいいます。以下同じとします。）とタイプ2のもの（通信を行うためのIP通信網契約者の認証においてIEEE802.1Xに規定する方式を使用するものをいいます。以下同じとします。）があります。</p> <p>2 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは区分の変更を行</p>		

- います。
- 3 IP通信網契約者は、無線契約者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
 - 4 IP通信網契約者は、1のIP通信網契約につき当社が別に定める数までの移動無線装置に限り、この機能を利用することができます。
 - 5 IP通信網契約者は、この機能を利用した通信を無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。
 - 6 IP通信網契約者は、あらかじめ指定した移動無線装置の通信の方式により、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送を行うことができます。
 - 7 この機能を利用した通信については、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2 - 3における1Gb/sの通信の態様による細目がタイプ2のもの若しくはメニュー3に係る契約者回線等（当社が別に定めるものに限り。）との間において行うことができます。
 - 8 IP通信網契約者は、当社がそのIP通信網契約者を認証するために必要な移動無線装置に関する情報をあらかじめ当社に申し出てください。
 - 9 当社は、無線区間における通信についてはIEEE802.11に、タイプ2のものにおける通信を行うための認証についてはIEEE802.1Xに準拠した方式を用いますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
 - 10 IP通信網契約者は、この機能を利用した通信を用いて、別記13に定める有料情報サービス及び別記16に規定するセキュリティファイル供給サービスを利用することはできません。
 - 11 当社は、第51条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

区 分		単 位	料金額（月額）
セッション解除機能	IP通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るもの又はメニュー5 - 1における100Mb/sのものであって、プラン1に係るものうち契約者回線着信機能を利用しているものに限り。）と接続している契約者回線等（メニュー1、メニュー2（ダイヤルアップ回線から着信するものに限り。）メニュー4、メニュー5及びメニュー7に係るものに限り。）との通信について、その契約者回線に係るIP通信網契約者からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能		
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 2 当社は、契約者回線（メニュー5 - 1における100Mb/sのものであって、プラン1に係るものうち契約者回線着信機能を利用しているものに限り。）に係るセッションを解除するときは、契約者回線着信機能を利用した全ての通信に係るセッションを解除します。 		

第2 臨時IP通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、回線終端装置利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

そのIP通信網サービスを、臨時IP通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

備考 臨時IP通信網契約は、メニュー2、メニュー3及びメニュー6に限り締結します。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約料</td> <td>IP通信網契約（メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7に係るものに限り、）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	IP通信網契約（メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7に係るものに限り、）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
契約料	IP通信網契約（メニュー4、メニュー5、メニュー6及びメニュー7に係るものに限り、）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
譲渡承認手数料	IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
(2) メニュー4に関する契約料の適用に関する特例	<p>メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り、）であって、そのIP通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除が行われた場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</p>						

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 840円)

第2表 工事に関する費用

第1 施設設置負担金

1 適用

区 分	内 容
施設設置負担金の適用	<p>ア 施設設置負担金は、メニュー2 - 1のもの(1.5Mb/sの品目のエコノミークラスのもの及びその契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)であって臨時IP通信網契約以外の契約に係るものについて適用します。</p> <p>イ アに規定するほか、その他の施設設置負担金の適用については、その契約者回線を同一内容の専用サービスとみなした場合の適用に準ずるものとします。</p>

2 施設設置負担金の額

引込線1回線ごとに

区 分	料 金 額
メニュー2	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の施設設置負担金と同額

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調整工事費及び契約者回線等変更工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整(保安器の変更(契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。)に係るものに限り、)回線終端装置工事、配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格30,450円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格30,450円)を超える場合は29,000円(税込価格30,450円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、施設設置負担金の支払いを要する工事の場合であって、回線終端装置工事、配線工事及び機器工事を伴わないときは、基本工事費は適用しません。</p> <p>イ 基本工事費について、回線調整を行う場合(保安器の変更のみを行う場合を除きます。)は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費(回線調整に関する加算額を除きます。)を適用します。</p>

(3) 交換機等工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用

交換機等工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。

区 分	交換機等工事費等の適用
ア 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 ただし、取扱所交換設備に関する工事以外の工事であって、施設設置負担金の支払いを要する工事又は施設設置負担金の支払いを要する工事と同時に施工する工事については、この限りではありません。
イ 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。
ウ 回線調整工事費	メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え（イの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
エ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
オ 屋内配線工事費	次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線
カ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。

(4) 移転の場合の工事費の適用

移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。

(5) 別棟配線等の

次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2

<p>場合の屋内配線工事費の適用</p>	<p>(工事費の額)の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア 別棟との間の配線工事 イ 臨時IP通信網契約に係る配線工事</p>						
<p>(6) 契約者回線が取扱所交換設備に收容される部分に係る工事費の適用</p>	<p>メニュー2(メニュー2-3における1Gb/sのものに係るものを除きます。)に係る契約者回線が取扱所交換設備に收容される部分は、その契約者回線の一端(メニュー2-1のものにおける128kb/sのもの及び1.5Mb/s(エコノミークラスを除きます。)のもの、メニュー2-2のものにおける35Mb/s~135Mb/sのものについては、当社が提供する屋内配線及び宅内機器を利用しているものとします。)とみなして工事費を適用します。</p>						
<p>(7) 割増工事費の適用</p>	<p>当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="568 891 1265 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 891 919 943">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="919 891 1265 943">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 943 919 1294"> <p>午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</p> </td> <td data-bbox="919 943 1265 1294"> <p>その工事に関する工事費(当社が別に定める工事費を除きます。)の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3倍を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)及び当社が別に定める額を加算した額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1294 919 1518"> <p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p> </td> <td data-bbox="919 1294 1265 1518"> <p>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	<p>午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</p>	<p>その工事に関する工事費(当社が別に定める工事費を除きます。)の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3倍を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)及び当社が別に定める額を加算した額</p>	<p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p>	<p>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</p>
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
<p>午後5時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</p>	<p>その工事に関する工事費(当社が別に定める工事費を除きます。)の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3倍を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)及び当社が別に定める額を加算した額</p>						
<p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p>	<p>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額</p>						
<p>(8) 工事費の減額適用</p>	<p>当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>						
<p>(9) メニュー4に関する工事費の適用除外</p>	<p>メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限りです。)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費(リンク未確立状態となったIP通信網サービ</p>						

スに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るものに限りません。)は適用しません。

2 工事費の額

2 - 1 メニュー 1 に関するもの

メニュー 1 の提供の開始、付加機能の利用開始、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
(1) 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
(2) 交換機 等工事費	ア イ、ウ及びエ以外のもの(利用回線の設置又は移転に関する工事と同時に施工する場合を除きます。)	IP通信網サービスを利用する1のBチャンネルごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	イ 閉域グループ内通信機能に関する工事の場合	(ア) (イ)及び(ウ)以外のとき	1閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 利用の一時中断の工事	1閉域グループ内通信機能利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(ウ) 再利用の工事		(ア)の工事費と同額
	ウ 無線通信認証機能に関する工事の場合	(ア) (イ)及び(ウ)以外のとき	1の無線通信契約者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 利用の一時中断の工事	1の無線通信契約者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(ウ) 再利用の工事	1の無線通信契約者識別符号ごとに	(ア)の工事費と同額
	エ 無線アクセス機能に関する工事の場合	(ア) (イ)及び(ウ)以外のとき	1無線契約者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(イ) 利用の一時中断の工事	1無線契約者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		(ウ) 再利用の工事		(ア)の工事費と同額

2 2 メニュー 2 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、追加契約者回線の設置若しくは廃止、品目若しくは細目の変更、ゲートウェイサービスの利用開始若しくは登録内容変更、端末設備の設置若しくは移転、グループ設定機能の利用開始、区分の変更若しくは契約者回線番号の追加登録、発信者識別符号認証代行機能の利用開始若しくは区分の変更、セッション解除機能の利用、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ごとに 基本額 加算額	4,500円 (税込価格 4,725円) 3,500円 (税込価格 3,675円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交換機等工事費	(ア) 契約者回線(その終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるIP通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)に関する工事	引込線1回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ)付加機能に関する工事	グループ設定機能に関する工事のとき	1 の契約者回線番号ごとに	700円 (税込価格 735円)
		区分の変更工事(上欄の移転の工事と同時に施工されるものを除きます。)のとき	1 の契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		契約者回線番号の追加登録工事のとき	追加登録する1の契約者回線番号ごとに	700円 (税込価格 735円)
発信者識別符号認証代行機能に関する工事	利用の開始又は契約者回線の移転(契約者回線の終端がある都道府県の区域以外に限定する)のとき	1 契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)	

する 工 事 の 場 合	の区域以 外の都道 府県の区 域に移転 する場合 に限りま す。)の工 事の時	事と同時に施工す る場合				
		ゲートウェイサー ビスを利用してい る場合の加算額		1 契約者 回線群ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
		上記 以外 の場 合	メニュー 2 - 1 のもの 及びメニ ュー 2 - 3 に おける 10 Mb/s の品目 のもの		1 契約者 回線ごと に	6,000円 (税込価格 6,300円)
			メニュー 2 - 2 のもの (0.5 Mb/s から 34Mb/s の品目のも のに限ります。)		1 契約者 回線ごと に	6,000円 (税込価格 6,300円)
			メニュー 2 - 2 のもの (35Mb/s か ら 69Mb/s の 品目のもの に限ります。)		1 契約者 回線ごと に	9,000円 (税込価格 9,450円)
			メニュー 2 - 2 のもの (70Mb/s か ら 135Mb/s の品目のも のに限ります。)及びメ ニュー 2 - 3 における 100Mb/s の 品目のもの		1 契約者 回線ごと に	12,000円 (税込価格 12,600円)
			ゲートウェ イサービス を利用してい る場合の 加算額		1 契約者 回線群ご とに	4,000円 (税込価格 4,200円)
	区分の変更工事(上欄の移転 の工事と同時に施工されるも のを除きます。)又はその他契 約内容の変更のとき		1 の工事 ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)		

		セッション解除機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)		
(ウ)取扱所交換設備に関する工事 (イ)の場合を除きます。)	契約者回線の設置若しくは移転(収容IP通信網サービス取扱所を変更するもの及びメニュー2-1における契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に向する装置	メニュー2-1のものと及びメニュー2-3における10Mb/sの品目のもの		プラン1に係るもの	1契約者回線ごとに	7,000円 (税込価格 7,350円)	
				プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	27,000円 (税込価格 28,350円)	
		メニュー2-2のもの(0.5Mb/sから34Mb/sの品目のものに限ります。)		プラン1に係るもの	1契約者回線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)	
				プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	28,000円 (税込価格 29,400円)	
		メニュー2-2のもの(35Mb/sから69Mb/sの品目のものに限ります。)		プラン1に係るもの	1契約者回線ごとに	14,000円 (税込価格 14,700円)	
				プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	34,000円 (税込価格 35,700円)	
		メニュー2-2のもの(70Mb/sから135Mb/sの品目のものに限ります。)及びメニュー2-3における100Mb/sの品目のもの		プラン1に係るもの	1契約者回線ごとに	19,000円 (税込価格 19,950円)	
				プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	39,000円 (税込価格 40,950円)	
		メニュー2-3における1Gb/sの品目のもの		クラス1に係るもの	プラン1に係るもの	1契約者回線ごとに	8,300円 (税込価格 8,715円)
					プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	28,300円 (税込価格 29,715円)
				クラス2に係るもの	プラン1に係るもの	1契約者回線ごとに	11,200円 (税込価格 11,760円)
					プラン2に係るもの	1契約者回線ごとに	31,200円 (税込価格 32,760円)
		加算額				伝送速度に関する細目が	5,400円 (税込価格 5,670円)

					100Mb/s を超える 100Mb/s ごとに	
						が設置されるIP通信サービス取扱所に限りません。)内とするものとそれ以外のものとの間に係るものに限ります。)品目の変更(以外のものに限ります。)の場合
					品目の変更(メニュー2-2に係るものであって、の区分内における品目間に係るものに限ります。)の場合	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
						メニュー2-3における1Gb/sの
						伝送速度に関する細目の変更の場合
						変更後の細目に変更前の細目を超える場合
						基本額
						変更後の細目に変更前の細目を超える100Mb/sごとに
						5,400円 (税込価格 5,670円)
						プラン2に係る加
						1の工事ごとに 20,000円 (税込価格

		品目における細目の変更の場合		算額		21,000円)
			上記以外の場合	基本額	変更後の細目に変更前の細目を下回る100Mb/sごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
				プラン2に係る加算額	1の工事ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
		保守の態様による細目の変更の場合	クラス1からクラス2への変更の場合		1契約者回線ごとに	3,600円 (税込価格 3,780円)
			クラス2からクラス1への変更の場合		1契約者回線ごとに	1,500円 (税込価格 1,575円)
		プランの変更の場合			1の工事ごとに	20,000円 (税込価格 21,000円)
		追加契約者回線の設置に関する工事	基本額		1契約者回線群ごとに	5,000円 (税込価格 5,250円)
			設置する追加契約者回線が1を超える場合の加算額		1追加契約者回線ごとに	3,000円 (税込価格 3,150円)
		その他契約内容の登録及び変更			当社が別に定める実費	
ウ		回線終端装置工事費				別に算定する実費
工 屋 内配 線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線		1配線ごとに	3,800円 (税込価格 3,990円)	
		ケーブル配線	以外のもの	1配線ごとに	8,000円 (税込価格 8,400円)	
			メニュー2-3のクラス2に係るもの	1配線ごとに	16,000円 (税込価格 16,800円)	
	(イ) 既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線		1配線ごとに	1,200円 (税込価格 1,260円)	

		ケーブル配線	以外のもの	1配線ごとに	3,900円 (税込価格 4,095円)
			メニュー 2 - 3のク ラス2に係 るもの	1配線ごとに	7,800円 (税込価格 8,190円)
オ 機 器工 事費	回線接続装置				別に算定す る実費

(2) 利用の一時中断又は利用休止に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断又 は利用 休止の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機 等工事費	以外の 工事	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		メニュー 2 - 1又は メニュー2 - 2に係る 契約者回線 に関する工 事	引込線1回線ご とに
イ 再利 用の工 事	(ア) (イ)以外の工事		(1)の工事費の額と同 額
	(イ) メニュー 2 - 3又は 付加機能 (セッション 解除機能を 除きます。)に関する 工事の場合	基本工事 費	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
		交換機等 工事費	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)

2 - 3 メニュー3に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目の変更、サーバ装置に蓄積される符号の変更、サーバ装置に蓄積される符号の伝送形式の変更、IPアドレスの追加登録又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工事費	(ア) メニュー3-1に係るもの	利用の開始又は契約者回線の移転の工事のとき	1 契約者回線ごとに 8,000円 (税込価格 8,400円)
		品目の変更工事のとき	1 契約者回線ごとに 3,500円 (税込価格 3,675円)
		サーバ装置に蓄積される符号の変更工事のとき	1の工事ごとに 5,000円 (税込価格 5,250円)
		サーバ装置に蓄積される符号の伝送形式の変更工事のとき	1の工事ごとに 8,000円 (税込価格 8,400円)
		その他契約内容の変更に関する工事	1の工事ごとに 3,500円 (税込価格 3,675円)
	(イ) メニュー3-2に係るもの	利用の開始又は契約者回線の移転の場合	1 契約者回線ごとに 30,000円 (税込価格 31,500円)
		品目の変更工事のとき	1 契約者回線ごとに 5,500円 (税込価格 5,775円)
		当社が割り当てるIPアドレスの追加登録工事のとき	1の工事ごとに 20,000円 (税込価格 21,000円)
		その他契約内容の変更に関する工事	1の工事ごとに 5,500円 (税込価格 5,775円)
	(ウ) 蓄積符号暗号化機能に関する工事の場合	利用の開始の工事のとき	1の工事ごとに 8,000円 (税込価格 8,400円)
		符号の暗号化に関する工事のとき	1の蓄積符号電子ファイルごとに 500円 (税込価格 525円)

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費		1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交 換機等 工事費	メニュー3-1に 係るもの	1契約者回線ご とに 3,500円 (税込価格 3,675円)
		メニュー3-2に 係るもの	1契約者回線ご とに 5,500円 (税込価格 5,775円)
		蓄積符号暗号化機 能に関する工事の 場合	1契約者回線ご とに 3,500円 (税込価格 3,675円)
イ 再利用の工事			アの工事費と同額

2-4 メニュー4に関するもの

- (1) 契約者回線等の設置若しくは移転、品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合		1の工事ごとに 基本額 4,500円 (税込価格 4,725円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,675円) 回線調整に関する 加算額 6,900円 (税込価格 7,245円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合		1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ) から(カ) 以外の場合	以外の場合	1契約者回線等ご とに 1,200円 (税込価格 1,260円)
		利用回線型 サービスに係 るもの（利用 回線の設置又 は移転に関す る工事を同時 に施工する場 合を除きます。）	1契約者回線等ご とに 2,050円 (税込価格 2,152.5円)
	(イ) 閉域グループ内通信機能に関する工事の場合		1の閉域グループ 内通信機能利用者 識別符号ごとに 1,000円 (税込価格 1,050円)

	(ウ) 契約者回線等相互間通信機能に関する工事の場合	1の契約者回線等識別番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(エ) 無線通信認証機能に関する工事の場合	1の無線通信契約者識別番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(オ) 無線通信環境提供機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の無線契約者回線等識別番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の無線契約者回線等識別番号につき1の追加機能ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(カ) 無線アクセス機能に関する工事の場合	1無線契約者識別番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
ウ 契約者回線等変更工事費		1の工事ごとに	4,600円 (税込価格 4,830円)	
エ 回線調整工事費	(ア) 回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに	9,600円 (税込価格 10,080円)	
	(イ) ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ごとに	10,800円 (税込価格 11,340円)	
	(ウ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ごとに	2,800円 (税込価格 2,940円)	
オ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	1配線ごとに	3,800円 (税込価格 3,990円)	
	(イ) 既設配線を利用する場合	1配線ごとに	1,200円 (税込価格 1,260円)	
カ 機器工事費	回線接続装置	1装置ごとに	別に算定する実費	
備考				
1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのIP通信網契約者に通知します。				
2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。				
3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。				

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 交換 機等工事 費	から以 外の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
		閉域グルー プ内通信機能 に関する工事 の場合	1の閉域グルー プ内通信機能利用者 識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		契約者回線 等相互間通信 機能に関する 工事の場合	1の契約者回線等 識別番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		無線通信認 証機能に関す る工事の場合	1の無線通信契約 者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		無線通信環 境提供機能に 関する工事の 場合	1の無線契約者回 線等識別符号ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
		無線アクセ ス機能に関す る工事の場合	1無線契約者識別 符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と 同額	

2 - 5 メニュー5に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,725円)	
		加算額	3,500円 (税込価格 3,675円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ)から(ク)以外の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 閉域グループ内通信機能に関する工事の場合	1の閉域グループ 内通信機能利用者 識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(ウ) 契約者回線等相互間通信機能に関する工事の場合	1の契約者回線等 識別番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(エ) 無線通信認証機能に関する工事の場合	1の無線通信契約 者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(オ) 無線通信環境提供機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の無線契約者回 線等識別符号ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
		追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1の無線契約者回 線等識別符号につ き1の追加機能ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(カ) 契約者回線着信機能に関する工事の場合	1の契約者回線ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(キ) セッション解除機能に関する工事の場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
(ク) 無線アクセス機能に関する工事の場合	1無線契約者識別 符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)		
ウ 回線終端装置工事費			別に算定する実費	
エ 機器 工事費	回線接続装置		別に算定する実費	

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)	
	(イ) 交換 機等工事 費	から以 外の場合	1契約者回線ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
		閉域グルー プ内通信機能 に関する工事 の場合	1の閉域グルー プ内通信機能利用 者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		契約者回線 等相互間通信 機能に関する 工事の場合	1の契約者回線等 識別番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		無線通信認 証機能に関す る工事の場合	1の無線通信契約 者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		無線通信環 境提供機能に 関する工事の 場合	1の無線契約者回 線等識別符号ごと に	1,000円 (税込価格 1,050円)
		契約者回線 着信機能に関 する工事の場 合	1の契約者回線ご とに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		無線アクセ ス機能に関す る工事の場合	1無線契約者識別 符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事		(1)の工事費の額と 同額		

2 - 6 メニュー6に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、通信相手先識別符号に係る設定若しくは変更、同報通信機能の利用開始、その契約者回線の移転、品目若しくは細目の変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
ア 基本工事費			1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 交換機等工事費	(ア) 利用の開始、契約者回線の移転又は品目若しくは細目の変更の工事の場合	100Mb/s 又は 1 Gb/sの品目に係るもの	1 契約者回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
		200Mb/s 又は 2 Gb/sの品目に係るもの	1 契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
	(イ) 通信相手先識別符号に係る設定又は設定内容変更に関する工事の場合		1の工事ごとに	5,500円 (税込価格 5,775円)
	(ウ) 同報通信機能に関する工事の場合	100Mb/s 又は 1 Gb/sの品目に係るもの	1のマルチキャストグループごとに	9,300円 (税込価格 9,765円)
		200Mb/s 又は 2 Gb/sの品目に係るもの	1のマルチキャストグループごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)
	(エ) その他契約内容の変更に関する工事の場合	100Mb/s 又は 1 Gb/sの品目に係るもの	1の工事ごとに	6,000円 (税込価格 6,300円)
200Mb/s 又は 2 Gb/sの品目に係るもの		1の工事ごとに	12,000円 (税込価格 12,600円)	

- (2) 利用の一時中断に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	(イ) 交換機等工事費	以外の場合	1 契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
		同報通信機能に関する工事の場合	1 契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
イ 再利用の工事				アの工事費と同額

2 - 7 メニュー7に関するもの

メニュー7の提供の開始、細目の変更、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事、又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費		1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
(2) 交換機等工事費	ア イ及びウ以外のとき	1契約者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	イ 利用の一時中断の工事	1契約者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,050円)
	ウ 再利用の工事		アの工事費と同額

第3 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</div> <div style="font-size: 24px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</div> </div> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	<p>移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。</p>
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>（ア） その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>（イ） その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>（ア） その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域（そのIP通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>（イ） その収容IP通信網サービス取扱所から所在するIP通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>

2 線路設置費の額

2 - 1 2 - 2 以外の場合

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー 2 に係るもの (メニュー 2 - 1 のものに限ります。)	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額

2 - 2 契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー 2 に 係るもの	メニュー 2 - 1 及びメニュー 2 - 2 に係るもの(その契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)
	その契約者回線を、メニュー 2 - 1 のものにあつては同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線、メニュー 2 - 2 のものにあつては同一内容の第 1 種 ATM 専用サービスの専用回線とみなした場合に適用される設備費の額と同額
	メニュー 2 - 3 (その契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所内とするものを除きます。)のもの
	その契約者回線をメニュー 5 に係る契約者回線とみなした場合に適用される線路設置費の額と同額
メニュー 4 に係るもの	別に算定する実費
メニュー 5 に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する IP 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 315円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚ごとに 400円(税込価格 420円)

(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 セキュリティファイル供給サービス(フレッツ・セーフティ)に関する料金

1 適用

区 分	内 容
セキュリティファイル供給サービスに関する料金の適用除外	メニュー4に係るIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限り、)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は契約者回線等の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、利用料金及び登録手数料(リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の契約者回線等の終端の場所への移転に係るもの)に限り、適用しません。

2 料金額

(1) 利用料金

区 分	単 位	料金額(月額)
ア 契約者回線等に接続される自営端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の数が1のとき	1 契約者回線等ごとに	300円 (税込価格 315円)
イ 契約者回線等に接続される自営端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の数が2以上5以下となる時	1 契約者回線等ごとに	500円 (税込価格 525円)
ウ 契約者回線等に接続される自営端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の数が6以上10以下となる時	1 契約者回線等ごとに	2,000円 (税込価格 2,100円)

(2) 登録手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 315円)

料金表別表 1 優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の適用

当社は、IP通信網契約（メニュー1又はメニュー4（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けているもの又は1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものの利用料金について2-4-1利用料(1)タイプ1のものア（提供を開始した日から起算して1年間）の適用を受けているものを除きます。）に係るものに限り、）に係る利用料金について、下表に定めるところに従って、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を適用します。

区 分	適 用
メニュー1又はメニュー4に係るもの	<p>ア 割引判定契約者回線（この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る利用回線又は電話サービス契約約款に規定する加入電話契約若しくは総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種契約若しくは第2種契約に係る契約者回線（この割引の適用を受ける契約者回線と契約者が同一のものであって、当社が、そのIP通信網契約に係る料金と同一の請求書により料金の請求を行うもののうち、当社が指定する1の契約者回線に限り、）をいいます。以下同じとします。）について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線（電話サービス契約約款に規定する優先接続の通話区分のうち市内通話及び県内市外通話において当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通話区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の通信区分のうち市内通信及び県内市外通信について当社の事業者識別番号を指定し、同時にその通信区分において優先接続の区分のうち電話会社固定を指定した契約者回線をいいます。）である場合（その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でなくなった場合を除きます。）は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、料金表第1表第1類第12（料金額）に規定する利用料金（メニュー1に係るものについては2-1に規定する利用料金の額、メニュー4に係るものについては2-4-1に規定する利用料の額であって、料金表通則に規定する料金の計算方法及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。）に0.1を乗じて得た額を割引きます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する割引判定契約者回線について、その割引判定契約者回線の料金月の起算日において固定優先当社選択回線でない場合は、当社は、その日を含む料金月の起算日から、この割引の適用を廃止します。</p> <p>（注）当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5</p>

(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

料金表別表2 学校に限定した利用料金の割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所(以下「学校」といいます。)の設置者であるIP通信網契約者に限ります。)から、そのIP通信網契約に係る契約者回線等(メニュー4(品目が1.5Mb/s、8Mb/s又は12Mb/sのもの(タイプ2を除きます。))に限り。))又はメニュー5(メニュー5-1における品目が100Mb/sのものうちプラン2及びプラン3に係るもの(タイプ2を除きます。))に限り。))に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するものに限り。))について、学校に限定した割引(以下この表において「学校限定割引」といいます。)の申出があった場合には、その利用料金(利用料(基本料に係る部分に限り。))、屋内配線利用料及び機器利用料に限り。))以下この表において同じとします。))については、平成18年3月31日までの間は、それぞれ第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-4(メニュー4に関する利用料金)又は2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又は(2)の額を適用します。

(1) メニュー4に関する利用料金

ア 利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,030円(税込価格 2,131.5円)
	8 Mb/sのもの	2,080円 (税込価格 2,184円)
	12Mb/sのもの	2,130円(税込価格 2,236.5円)
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,850円(税込価格 2,992.5円)
	8 Mb/sのもの	2,950円(税込価格 3,097.5円)
	12Mb/sのもの	3,050円(税込価格 3,202.5円)

イ 加算額

(ア) 屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

区 分	料 金 額
配線	30円(税込価格 31.5円)

(イ) 機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分	料 金 種 別	料 金 額
回線接続装置	変復調装置(DSLモデム)	220円(税込価格 231円)
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	20円(税込価格 21円)

契約者回線型サービス	変復調装置（DSLモデム）	220円(税込価格 231円)
------------	---------------	-----------------

(2) メニュー 5 に関する利用料金

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
100Mb/sのもの	プラン 2 に係るもの（スクールタイプ）	7,700円(税込価格 8,085円)
	プラン 3 - 1 に係るもの	3,900円(税込価格 4,095円)
	プラン 3 - 2 に係るもの	3,900円(税込価格 4,095円)

備考

1 学校限定割引を受けている契約者回線については、第 1 表第 1 類第 1（臨時 IP 通信網契約以外の契約に関するもの）2 - 5 - 2(3)及び(4)に規定する加算額は適用しません。

2 学校限定割引を受けている契約者回線(100Mb/sのもののうちプラン 2 に係るものに限ります。)については、第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(利用料)の表中備考欄に規定する自営端末設備の数は、合わせて最大50台までとさせていただきます。

ただし、その契約者回線による通信が他の契約者回線による通信に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがあると当社が認めた場合については、自営端末設備の数を合わせて最大10台までとさせていただく等の必要な措置を講じていただくこと又は当社が必要な措置を講じることがあります。

2 当社は、この学校限定割引を受けている IP 通信網契約について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

(1) IP 通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき(3)に該当する場合を除きます。

(2) 移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

(3) 利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成12年7月7日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、当社の「IP通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とタイプ1のIP通信網契約を締結している者は、この約款実施の日において、当社とこの約款に規定するIP通信網契約を締結したものとみなします。

附 則(平成12年9月26日東企管第00-100号)

この改正規定は、平成12年9月26日から実施します。

附 則(平成12年11月29日東企管第00-144号)

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則(平成12年12月15日東企管00-159号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種IP通信網契約	メニュー1に係るIP通信網契約
------------	-----------------

2 この改正規定実施の際現に、当社の着信用IP通信網サービス契約約款(平成12年東企管第00-52号、以下「旧約款」といいます。)の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種IP通信網契約	メニュー2に係るIP通信網契約
第3種IP通信網契約	メニュー3に係るIP通信網契約

3 前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(端末設備に関する経過措置)

第4条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

(基本契約期間に関する経過措置)

第5条 附則第2条(契約に関する移行措置)の規定により、旧約款及び料金表に規定する第2種IP通信網サービス又は第3種IP通信網サービスに係る契約(以下、この条において「旧約款による契約」といいます。)から移行したIP通信網契約の基本契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

第6条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により

支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第7条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

第8条 この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則(平成12年12月18日東企管第00 - 167号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

第2条 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年1月19日東企管第00 - 181号)

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則(平成13年1月30日東企管第00 - 185号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー4に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。

第3条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年2月22日東企管第00 - 206号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー2に係る IP通信網契約	メニュー2におけるATM方式以外のものに係る IP通信網契約
---------------------	-----------------------------------

附 則（平成13年3月23日東企管第00 - 214号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年6月25日東企管第01 - 39号）

この改正規定は、平成13年7月2日から実施します。

附 則（平成13年6月28日東企管第01 - 44号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。
ただし、メニュー1に関する利用料金及びメニュー4に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施の日の前日に、「光・IP通信網サービス」の試験サービス（以下「試験サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「試験約款」といいます。）に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。
 - 4 この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5 - 2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附 則（平成13年8月10日東企管第01 - 72号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年9月3日東企管第01 - 88号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。ただし、料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2 - 5 - 1の備考の規定については、平成13年9月10日から実施します。
この場合において、平成13年9月10日から平成13年10月31日の間については、メニ

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものについては、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものと同様として適用します。

(経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網契約
-------------------------------------	---

- 平成13年 9 月10日までにメニュー 5 に係る契約の申込みを行った者については、この改正規定中料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 (料金額) の 2 - 5 - 1 の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 96号)

この改正規定は、平成13年 9 月17日から実施します。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 83号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 9 月17日東企管第01 - 21号)

この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

附 則 (平成13年10月 9 日東企管第01 - 104号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年10月16日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 2 における A T M 方式以外のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 に係る I P 通信網契約
メニュー 2 における A T M 方式のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 2 に係る I P 通信網契約
メニュー 3 に係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 3 に係る I P 通信網契約

附 則 (平成13年10月25日東企管第01 - 113号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成13年12月 1 日から実施します。

ただし、メニュー 4 における 8 Mb/s の品目に関する部分については、平成13年12月25日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 4 のものに係る I P 通信網契約	メニュー 4 のものにおける 1.5Mb/s の品目のものに係る I P 通信網契約
メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のものにおけるプラン 1 のものに係る I P 通信網契約

附 則（平成13年11月7日東企管第01 - 126号）

（実施期日）

この改正規定は、平成13年11月26日から実施します。

附 則（平成13年12月18日東企管第01 - 148号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成13年12月25日より実施します。
ただし、メニュー 2 - 1 における 128kb/s の品目に係るものの利用料金に関する部分については、平成14年 1 月20日から実施します。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年 2 月22日東企管第01 - 169号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成14年 3 月 1 日から実施します。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 平成14年 3 月 1 日から平成14年 4 月30日までの間にメニュー 4 に係る I P 通信網契約（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成14年 9 月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。
ただし、その I P 通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8) の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円
	8 Mb/sのもの	2,300円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円
	8 Mb/sのもの	3,950円

附 則（平成14年 3 月 5 日東企管第01 - 175号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年 3 月12日から実施します。

附 則（平成14年4月11日東企管第02 - 7号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月18日から実施します。
ただし、メニュー5 - 1に関する部分については、平成14年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月24日東企管第02 - 12号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年6月12日東企管第02 - 35号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成14年8月1日より実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施の前日に、当社のIP通信網サービスにおける「契約者回線等相互間通信に関する付加機能」の試験サービスに関する契約約款（平成13年東企管第01 - 107号）の規定により、当社と契約者回線等相互間通信機能に関する付加機能に係る契約を締結していた者がこの改正規定実施の日に契約者回線等相互間通信機能の申込みを行った場合は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費を適用しません。

附 則（平成14年7月8日東企管第02 - 48号）

この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

附 則（平成14年8月22日東企管第02 - 69号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年8月23日東企管第02 - 71号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成14年9月1日から平成14年12月31日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円
	8 Mb/sのもの	2,300円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円
	8 Mb/sのもの	3,950円

附 則（平成14年9月30日東企営第02 - 100号）

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則（平成14年10月10日東企営第02 - 104号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年11月8日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成14年11月8日から平成14年12月31日までの間にメニュー4（12Mb/sの品目のもの）に限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から3料金月について、料金表第1表第1の2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用するとともに、その3料金月経過後の1料金月の利用料について、料金表第1表第1の2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、利用回線型サービスに係るものについては500円、契約者回線型サービスに係るものについては2,150円をそれぞれ適用します。
- 3 平成14年9月10日から平成14年12月31日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みがあったIP通信網契約者から平成14年9月10日から平成14年12月31日までの間に12Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年3月31日までに品目の変更があった場合は、東企営第02 - 71号の規定の適用を受ける期間のうち、品目の変更があった日以降の期間について、料金表第1表第1の2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用するとともに、その3料金月経過後の1料金月（その品目の変更があった日が、東企営第02 - 71号第3項の規定を受ける3料金月の経過後である場合は、品目の変更があった日を含む料金月の翌料金月）について、料金表第1表第1の2 - 4 - 1（利用料）に規定する額に代えて、利用回線型サービスに係るものについては500円、契約者回線型サービスに係るものについては2,150円をそれぞれ適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前2項に規定する料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
利用回線型サービス	12Mb/sのもの	2,400円
契約者回線型サービス	12Mb/sのもの	4,050円

附 則（平成14年11月25日東企営第02 - 131号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年11月25日から実施します。

附 則（平成14年11月22日東企営第02 - 130号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年10月17日東企営第02 - 107号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置	メニュー5の配線設備多重装置のうち 型のもの
----------------	------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月25日東企営第02 - 144号）

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附 則（平成14年12月5日東企営第02 - 137号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社のIP通信網サービスにおける「無線通信に関する付加機能」の試験サービスに関する契約約款（平成14年東営企第02 - 27号。以下「旧約款」といいます。）の規定により、次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線通信認証機能	無線通信認証機能
無線通信環境提供機能 着信先追加機能 グループ利用機能	無線通信環境提供機能 着信先追加機能 グループ利用機能

- 3 この改正規定実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年1月23日東企営第02 - 153号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成15年2月1日から平成15年4月30日(1.5Mb/sの品目のもの及び8 Mb/sの品目のものについては平成15年6月30日)までの間にメニュー4に係るIP通信網契約(料金表第1表第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(1.5Mb/sの品目のもの及び8 Mb/sの品目のものについては3料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金月目若しくは2料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金月、3料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間))について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則(平成15年1月31日東企営第02-158号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 東企営第00-167号(平成12年12月18日)の附則第2条(学校に限定した利用料の割引に関する経過措置)を削除します。

附 則(平成15年2月25日東企営第02-163号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取扱います。

メニュー2に係るIP通信網サービス	メニュー2のプラン1のものに係るIP通信網サービス
-------------------	---------------------------

附 則(平成15年3月11日東企営第02-168号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月19日から実施します。
ただし、簡易ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、平成15年3月24日から実施します。
(その他)
- 2 東企営第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項中「機器利用料について」を「機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)について」に改めます。

附 則（平成15年3月18日東企営第02 - 178号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5 - 1のうち品目が10Mb/sのものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、メニュー5 - 1のうち品目が10Mb/sのものに関する利用料の額については改正前の規定に代えて4,500円を適用します。

附 則（平成15年4月8日東経企営第03 - 03号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 東企営第02 - 153号（平成15年1月23日）の附則第3項（経過措置）中「平成15年4月30日」を「平成15年4月30日（1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては平成15年6月30日）」に、「2料金月」を「2料金月（1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては3料金月（そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金月目若しくは2料金月目において12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金月、3料金月目において12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間）」に改めます。

附 則（平成15年4月16日東経企営第03 - 05号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー3 - 1に係るIP通信網サービス
-------------------	-----------------------

附 則（平成15年4月25日東経企営第03 - 11号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年5月8日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年5月8日から平成15年6月30日までの間にメニュー4（12Mb/sの品目のものに限り。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2 - 4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 の 1 の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則 (平成15年 6 月23日東経企営第03 - 32号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年 7 月 1 日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年 7 月 1 日から平成15年 7 月31日までの間にメニュー 4 (タイプ 1 のものであって24Mb/sの品目のものを除きます。)の契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約 (料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年 9 月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料 (ルータ機能付 I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 平成15年 7 月 1 日から平成15年 7 月31日までの間にメニュー 4 (24Mb/sの品目のものを除きます。)の利用回線型サービスに係る I P 通信網契約 (料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年 9 月30日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの 2 料金月 (1.5Mb/sの品目のもの又は 8 Mb/sの品目のものについては 3 料金月 (そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ 0 円が適用となる 1 料金月目若しくは 2 料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は 2 料金月、 3 料金月目において12Mb/sの品目又は 24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間)) について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料 (ルータ機能付 I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ 0 円を適用します。
- 5 その I P 通信網契約が前 2 項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則 (平成15年 7 月 9 日東経企営第03 - 43号)

(実施期日)

- 第 1 条 この改正規定は、平成15年 7 月10日から実施します。

ただし、メニュー 5 におけるタイプ 2 に関する部分については平成15年 7 月11日、メニュー 4 におけるタイプ 2 に関する部分については平成15年 9 月18日から実施します。

(経過措置)

- 第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-1に係るIP通信網サービス	メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス

(その他)

第4条 東経企営第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項の「ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定に関わらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」を削り、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則に次の1項を加える。

「4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」

第5条 東経企営第03-11号(平成15年4月25日)の附則第3項の「ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定に関わらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」を削り、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則に次の1項を加える。

「4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」

第6条 東経企営第03-32号(平成15年6月23日)の附則第3項中「メニュー4」を「メニュー4(タイプ1のものに限ります。)」に改め、次のただし書きを加えます。

「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」

2 同附則第5項中「ただし、」を「その」に改めます。

附 則(平成15年7月15日東経企営第03-46号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。

ただし、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については、平成15年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4(24Mb/sの品目のものであってタイプ1のものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金

月からの2料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月において1.5Mb/s、8 Mb/s又は12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、サービスの提供を開始した日から変更があった日の前日までの間及びサービスを開始した日を含む料金月の翌料金月並びに翌々料金月)について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 東経企営第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項(経過措置)中「12Mb/sの品目」を「12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目」に改めます。
- 6 東経企営第03-32号(平成15年6月23日)の附則第3項(経過措置)中「メニュー4(タイプ1のものに限ります。)」を「メニュー4(タイプ1のものであって24Mb/sの品目のものを除きます。)」に改めます。また、第4項(経過措置)中「メニュー4」を「メニュー4(24Mb/sの品目のものを除きます。)」に、「12Mb/sの品目」を「12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目」に改めます。

附 則(平成15年8月25日東経企営第03-63号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年8月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 東経企営第03-46号(平成15年7月15日)の附則第3項(経過措置)中「平成15年8月31日」を「平成15年9月30日」に、「平成15年10月31日」を「平成15年11月30日」に改めます。

附 則(平成15年9月2日東経企営第03-68号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年9月12日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則(平成15年9月24日東経企営第03-75号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年2月29日(タイプ2のものについては平成16年5月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。

4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則(平成15年10月20日東経企営第03-95号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー5-2に係るIP通信網サービス	メニュー5-2のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
---------------------	-----------------------------

附 則(平成15年10月28日東経企営第03-98号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー5-2における品目が23Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー5-2における品目が46Mb/sのものに係るIP通信網サービス
-------------------------------------	-------------------------------------

附 則(平成15年11月19日東経企営第03-122号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成15年12月17日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。この場合において、当社が別に定める区域におけるメニュー4における品目が40Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)に規定にかかわらず、収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとします。

メニュー4における品目が24Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー4における品目が40Mb/sのものに係るIP通信網サービス
-----------------------------------	-----------------------------------

第4条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー 4 の変復調装置	メニュー 4 の変復調装置のうち 型のもの
---------------	-----------------------

附 則（平成15年12月19日東経企営第03 - 143号）

（実施期日）

この改正規定は、平成15年12月24日から実施します。

附 則（平成15年12月17日東経企営第03 - 136号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 1 月 1 日から実施します。
ただし、メニュー 4 における機器利用料に関する部分については、平成16年 2 月 10 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年 1 月 1 日から平成16年 4 月30日までの間にメニュー 4 に係る I P 通信網契約（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年 6 月30日（タイプ 2 のものについては平成16年 9 月30日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその I P 通信網契約に規定する利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。
- 4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー 4 の変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置	メニュー 4 の変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置のうち 型のもの
---------------------------------	---

附 則（平成15年12月18日東経企営第03 - 138号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 1 月 6 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成16年 1 月23日東経企営第03 - 158号）

この改正規定は、平成16年 1 月26日から実施します。

附 則（平成16年 2 月 2 日東経企営第03 - 165号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年 2 月 9 日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成16年 2 月 8 日までの間にメニュー 4(1.5Mb/s のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約の申込みがあったものは、その利用

料金の取扱いについて、この改正規定にかかわらず、なお従前の通りとします。

- 3 平成16年2月9日から平成16年4月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものに限り、)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間(1.5Mb/s以外のものへ変更があった場合は、サービスの提供を開始した日から変更があった日の前日までの間)のそのIP通信網契約に規定する屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

(その他)

- 5 東経企営第03-136号(平成15年12月17日)の附則第3項中「平成16年4月30日」を「平成16年4月30日(1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものについては平成16年2月8日)」に改めます。

附 則(平成16年2月18日東経企営第03-182号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月26日から実施します。

附 則(平成16年3月8日東経企営第03-193号)

この改正規定は、平成16年3月15日から実施します。

附 則(平成16年4月1日東経企営第03-210号)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則(平成16年4月27日東経企営第04-16号)

この改正規定は、平成16年4月27日から実施します。

附 則(平成16年4月27日東経企営第04-15号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものを除きます。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日(タイプ2のものについては平成16年12月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

- 5 平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目もの

であって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年 9 月 30 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 6 ヶ月間(1.5Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 L A N 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

附 則(平成16年 5 月 20 日東経企管第 04 - 27 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年 5 月 20 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置(当社が別に定めるものに限ります。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年 5 月 24 日東経企管第 04 - 31 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年 5 月 27 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 の配線設備多重装置のうち 型のもの	メニュー 5 の配線設備多重装置における 型のもののうち最大 50Mbit/s までの伝 送速度による通信が可能なもの
-----------------------------	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年 5 月 31 日東経企管第 04 - 33 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年 6 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年 6 月 1 日から平成16年 7 月 31 日までの間に I P 通信網契約者から通信の付加サービスである I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 4 - 2(1)ア又は 2 - 5 - 2(1)アに規する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。
- 4 3 の場合において、その契約者回線等について I P v 6 通信の利用の請求があった日から平成16年 7 月 31 日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料(1 の I P 通信網契約につき 1 の簡易

型通信識別番号までとします。)について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2 - 7に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則(平成16年6月28日東経企営第04 - 58号)

この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則(平成16年7月15日東経企営第04 - 77号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月16日から実施します。
ただし、この改正規定中、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付I P 電話対応装置に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 東経企営第03 - 75号(平成15年9月24日)の附則第3項(経過措置)中「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」を「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付I P 電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付I P 電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」に改めます。
- 4 東経企営第03 - 136号(平成15年12月17日)の附則第3項(経過措置)中「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」を「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付I P 電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付I P 電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」に改めます。
- 5 東経企営第03 - 165号(平成16年2月2日)の附則第3項(経過措置)中「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」を「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付I P 電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付I P 電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」に改めます。
- 6 東経企営第04 - 15号(平成16年4月27日)の附則第3項(経過措置)中「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」を「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付I P 電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付I P 電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」に改めます。また、第5項(経過措置)中「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置及び簡易ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」を「機器利用料(ルータ機能付I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付I P 電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付I P 電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものを除きます。)」に改めます。

附 則(平成16年7月29日東経企営第04 - 92号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものを除きます。)に係るI P 通信網契約(料金

表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日(タイプ2のものについては平成17年2月28日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間(1.5Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 6 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規する額に代えてそれぞれ0円を適用します。
- 7 6の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年9月30日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-8に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則(平成16年8月4日東経企管第04-96号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月6日から実施します。
ただし、この改正規定中、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については当社が別に定める日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社が別に定める区域において提供されるメニュー4における品目が47Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)の規定にかかわらず、収容IP通信網サービス取扱所から契約者回線等の終端への伝送方向にあっては最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向にあっては最大概ね3Mbit/sまでとします。

4 平成16年8月6日から平成16年9月30日までの間にメニュー4(47Mb/sの品目のものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日(タイプ2のものについては平成17年2月28日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

5 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

附 則(平成16年8月30日東経企営第04-118号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成16年9月30日東経企営第04-150号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

5 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提

供を開始した日から起算して6ヶ月間(1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

6 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおけるタイプ1に係るもの又はメニュー5-2における46Mb/sの品目のもの)に限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日(メニュー5-2のものについては平成17年5月31日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

7 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。

8 前項の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年12月31日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-8に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則(平成16年11月29日東経企管第04-214号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年11月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るIP通信網サービス	メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3-2に係るIP通信網サービス
--	--

附 則(平成16年11月29日東経企管第04-217号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 当社が別に定める区域において提供されるメニュー7並びに料金表第1表第1類第1の2-8(付加機能利用料)に規定する無線通信認証機能であって無線アクセス追加機能付のもの(その通信について、無線基地局設備を経由する場合に限りです。)及び無線アクセス機能に係るIP通信網サービスの伝送速度については、当分の間、料金表第1表第1類第1の1(適用)の②及び2-8の規定に関わらず、最大概ね11Mbit/sまでとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

無線通信認証機能	無線通信認証機能 無線アクセス追加機能付のもの以外のもの
----------	---------------------------------

(その他)

- 5 東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第7項(経過措置)中「料金表第1表第1類第1の2-7」を「料金表第1表第1類第1の2-8」に改めます。
- 6 東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第8項(経過措置)中「料金表第1表第1類第1の2-7」を「料金表第1表第1類第1の2-8」に改めます。

附 則(平成16年12月27日東経企営第04-262号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4(8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限りです。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間(料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1⑧の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。
- 5 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4(1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限りです。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの

提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して６ヶ月間（１.５Ｍｂ/ｓ以外の品目のものへの変更又は料金表第１表第１類第１の１(９)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応型変復調機能・ルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付ＩＰ電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第１表第１類第１の２－４に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。

- ６ 平成１７年１月１日から平成１７年４月３０日までの間にメニュー５（メニュー５－１の１００Ｍｂ/ｓの品目のものにおけるプラン３に係るもの、メニュー５－２の１００Ｍｂ/ｓの品目のものにおけるタイプ１に係るもの又はメニュー５－２における４６Ｍｂ/ｓの品目のもの）に限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約（そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(９)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成１７年７月３１日（メニュー５－２のものについては平成１７年９月３０日）までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、そのＩＰ通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して２ヶ月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第１表第１類第１の１(９)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）については、料金表第１表第１類第１の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。
- ７ 平成１７年１月１日から平成１７年４月３０日までの間にＩＰ通信網契約者から通信の付加サービスであるＩＰｖ６通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのＩＰｖ６通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの２料金月については、料金表第１表第１類第１の２－４－２(１)ア又は２－５－２(１)アに規定する額に代えてそれぞれ０円を適用します。
- ８ 前項の場合において、その契約者回線等についてＩＰｖ６通信の利用の請求があった日から平成１７年４月３０日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料（１のＩＰ通信網契約につき１の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、ＩＰｖ６通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの２料金月の間については、料金表第１表第１類第１の２－８に規定する額に代えて０円を適用します。

附 則（平成１７年１月２８日東経企管第０４－３０２号）

（実施期日）

- １ この改正規定は、平成１７年２月１日から実施します。
（経過措置）
- ２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- ３ 平成１７年２月１日から平成１７年４月３０日までの間にメニュー５－１の１０Ｍｂ/ｓの品目のもの又は１００Ｍｂ/ｓの品目のものにおけるプラン３－２に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－１の１００Ｍｂ/ｓの品目のものにおけるプラン３－１に係るＩＰ通信網サービス（そのＩＰ通信網サービスの品目等の変更と同時に料金表第１表第１類第１の１(９)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成１７年７月３１日までにその変更があった場合（品目等の変更があった日から

その日を含む料金月の最終日までの間に、メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合を除きます。)は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、品目等の変更があった日を含む料金月の翌料金月 (メニュー 5 - 1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3 - 1 以外の品目等への変更又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合は、その変更又は適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。

- 4 その I P 通信網サービスが前項の適用を受けている期間において、その I P 通信網サービスが東経企営04-150号 (平成16年 9月30日) の附則第 6 項又は東経企営04-262号 (平成16年12月27日) の附則第 6 項の適用を受けている場合については、前項に定める料金額にかかわらず、東経企営04-150号 (平成16年 9月30日) の附則第 6 項又は東経企営04-262号 (平成16年12月27日) の附則第 6 項に定める料金額を適用します。

附 則 (平成17年 2月24日東経企営第04 - 336号)

この改正規定は、平成17年 2月28日から実施します。

ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

附 則 (平成17年 3月 1日東経企営第04 - 343号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年 3月 3日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により同報通信機能が提供されている契約者回線については、この改正規定実施の日において、1のマルチキャストグループを利用する同報通信機能が提供されている契約者回線とみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則 (平成17年 3月25日東経企営第04 - 376号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年 3月28日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 2 - 3 における品目が10Mb/sのものに係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 3 における品目が10Mb/sのものに係る I P 通信網サービスであってその終端の場所を I P 通信網サービス取扱所 (その契約者回線の終端に対向する装置が設置される I P 通信網サービス取扱所に限ります。) 内とするもの
メニュー 2 - 3 における品目が100Mb/sのものに係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 3 における品目が100Mb/sのものに係る I P 通信網サービスであってその終端の場所を I P 通信網サービス取扱所 (その契約者回線の終端に対向する装置が設置される I P 通信網サービス取扱所に限ります。) 内とするもの

基本的な技術的事項

1 メニュー 2

(1) メニュー 2 - 1 及びメニュー 2 - 2 に係るもの

細 目	内 容
メニュー 2 - 1	その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
メニュー 2 - 2	その契約者回線を同一内容の第 1 種 ATM 専用サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ

(2) メニュー 2 - 3 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件		
			送出電圧 / 光出力	その他	
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ISO / IEC 8802-3 準拠 	
100 Mb/s	(1) 契約者回線の終端の場所を IP 通信網サービス取扱所 (その契約者回線の終端に対向する装置が設置される IP 通信網サービス取扱所に限ります。) 内とするもの	100BASE-FX	SC コネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3u 準拠
	(2) (1) 以外のもの	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 IEEE802.3u 準拠
1 Gb/s	1000BASE-LX	F04 形 単 心 光ファイバコネクタ (IEC 標準 60874-14 準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3z 準拠	

2 メニュー 3

メニュー 3 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
100Mb/s	100BASE-FX	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠

3 メニュー 4

(1) 当社が回線接続装置を設置する場合

ア 当社が変復調装置 (DSL モデム) を提供する場合

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的条件	
			送出電圧	その他
1.5Mb/s及び8 Mb/sのもの	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
12Mb/s、40Mb/s 及び47Mb/sのもの	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠
	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠

イ 当社が帯域分離多重装置（スプリッタ）のみを提供する場合

接 続 口	物 理 的 条 件
変復調装置（DSLモデム） 接続口	6端子コネクタ（昭和60年郵政省令告示第399号）
アナログ端末接続口	

- (2) 当社が回線接続装置を提供しない場合
当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースとします。

4 メニュー5

区 別	品 目	インタフェース種別	物理的条件	電 気 的 条 件	
				送出電圧等	その他
メニュー 5 - 1	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	2.1V（P-P値）以下	・送出電圧は、100の負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u準拠
		10BASE-T	8端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	6.2V（P-P値）以下	・送出電圧は、100の負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
メニュー 5 - 2	100Mb/s のもの	100BASE-TX	8端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	2.1V（P-P値）以下	・送出電圧は、100の負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u準拠
		10BASE-T	8端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	6.2V（P-P値）以下	・送出電圧は、100の負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3準拠
	46Mb/sの もの	100BASE-TX	8端子コネクタ（ISO標準IS 8877準拠）	2.1V（P-P値）以下	・送出電圧は、100の負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u準拠
		10BASE-T	8端子コネク	6.2V（P-P	・送出電圧は、

			タ(ISO標準IS 8877準拠)	値)以下	100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
--	--	--	-------------------	------	---

5 メニュー 6

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s及び200 Mb/sのもの	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	-14dBm(平均値) 以下	IEEE802.3u準拠
1 Gb/s及び 2 Gb/sのもの	1000BASE-LX	F 0 4 形単心光ファイバコネクタ (IEC標準 60874 -14準拠)	- 3 dBm(平均値) 以下	IEEE802.3z準拠

6 メニュー 7 並びに料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 8 (付加機能利用料) に規定する無線通信認証機能であって無線アクセス追加機能付きのもの及び無線アクセス機能

インタフェース種別	電氣的条件	
	送出電圧	そ の 他
無線インタフェース (IEEE802.11/ IEEE 802.11b/ IEEE 802.11g準拠)	10mW / MHz (平均値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、1 MHzの帯域幅における平均電力とする ・ ARIB STD-33/STD-T66準拠 ・ ISO / IEC8802-11準拠